



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月1日 日曜日 第2962号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1  
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....10  
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....（ " ）.....11  
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）.....13

## 告 示

農業災害補償法による知事が定める基準の廃止.....（農業経済課）.....17  
 農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定の一部改正.....（農産園芸課）.....17  
 県道の路線廃止（県道卯之町停車場線）.....（道路維持課）.....17  
 県道の路線番号の決定の一部改正.....（ " ）.....18  
 県営住宅の家賃の収納事務の委託.....（建築住宅課）.....18

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....（人事課）.....18  
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....20  
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....52  
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....58  
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....（ " ）.....72  
 愛媛県総合科学博物館処務規程.....（ " ）.....85  
 愛媛県歴史文化博物館処務規程.....（ " ）.....86  
 愛媛県美術館処務規程.....（ " ）.....87  
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....（人事課職員厚生室）.....88  
 愛媛県被災地派遣実施本部規程.....（防災危機管理課）.....90

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則.....（教育総務課）.....91

## 教育委員会告示

教育委員会印（専用公印）の廃止.....（教育総務課）.....96

## 教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する等の訓令.....（教育総務課）.....97

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....99  
 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（ " ）... 101

## 人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....（人事委員会事務局）... 106

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県県立病院の診療科目を定める管理規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 107

## 規 則

### ○愛媛県規則第24号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																													
<p>(局及び課)</p> <p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振 興部</td> <td>政策企 画局</td> <td>総合政策課、<u>自転車新文化推進課</u>、秘書課、広報広聴課、統計課、情報政策課</td> </tr> <tr> <td>地域振 興局</td> <td>地域政策課、交通対策課_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スポー ツ・文 化部</td> <td>スポー ツ局</td> <td>地域スポーツ課、競技スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>文化局</td> <td>文化振興課、まなび推進課</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福 祉部</td> <td>社会福 祉医療 局</td> <td>保健福祉課、医療対策課、<u>医療保険課</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			省略			企画振 興部	政策企 画局	総合政策課、 <u>自転車新文化推進課</u> 、秘書課、広報広聴課、統計課、情報政策課	地域振 興局	地域政策課、交通対策課_____	スポー ツ・文 化部	スポー ツ局	地域スポーツ課、競技スポーツ課	文化局	文化振興課、まなび推進課	省略			保健福 祉部	社会福 祉医療 局	保健福祉課、医療対策課、 <u>医療保険課</u>	省略		省略			<p>(局及び課)</p> <p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振 興部</td> <td>政策企 画局</td> <td>総合政策課_____、秘書課、広報広聴課、統計課、情報政策課</td> </tr> <tr> <td>地域振 興局</td> <td>地域政策課、交通対策課、<u>文化・スポーツ振興課</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福 祉部</td> <td>社会福 祉医療 局</td> <td>保健福祉課、医療対策課_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 えひめ国体推進局に国体総務企画課、障がい者スポーツ大会課、<u>国体運営・施設課</u>、<u>国体競技式典課</u>及び<u>国体競技力向上対策課</u>を置く。</p>			省略			企画振 興部	政策企 画局	総合政策課_____、秘書課、広報広聴課、統計課、情報政策課	地域振 興局	地域政策課、交通対策課、 <u>文化・スポーツ振興課</u>	省略			保健福 祉部	社会福 祉医療 局	保健福祉課、医療対策課_____	省略		省略		
省略																																																
企画振 興部	政策企 画局	総合政策課、 <u>自転車新文化推進課</u> 、秘書課、広報広聴課、統計課、情報政策課																																														
	地域振 興局	地域政策課、交通対策課_____																																														
スポー ツ・文 化部	スポー ツ局	地域スポーツ課、競技スポーツ課																																														
	文化局	文化振興課、まなび推進課																																														
省略																																																
保健福 祉部	社会福 祉医療 局	保健福祉課、医療対策課、 <u>医療保険課</u>																																														
	省略																																															
省略																																																
省略																																																
企画振 興部	政策企 画局	総合政策課_____、秘書課、広報広聴課、統計課、情報政策課																																														
	地域振 興局	地域政策課、交通対策課、 <u>文化・スポーツ振興課</u>																																														
省略																																																
保健福 祉部	社会福 祉医療 局	保健福祉課、医療対策課_____																																														
	省略																																															
省略																																																
<p>(室)</p> <p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策課</td> <td></td> <td><u>プロモーション戦略室</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			省略			総合政策課		<u>プロモーション戦略室</u>	省略			省略			<p>(室)</p> <p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策課</td> <td></td> <td><u>自転車新文化推進室</u></td> </tr> <tr> <td>保健福祉課</td> <td></td> <td><u>医療保険室</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国体総務企画課</td> <td></td> <td><u>行幸啓室</u></td> </tr> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、消防防災安全課に消防航空事務所を置き、同所に消防防災航空隊を置く。</p>			省略			総合政策課		<u>自転車新文化推進室</u>	保健福祉課		<u>医療保険室</u>	省略			国体総務企画課		<u>行幸啓室</u>																
省略																																																
総合政策課		<u>プロモーション戦略室</u>																																														
省略																																																
省略																																																
省略																																																
総合政策課		<u>自転車新文化推進室</u>																																														
保健福祉課		<u>医療保険室</u>																																														
省略																																																
国体総務企画課		<u>行幸啓室</u>																																														
<p>(係)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 まなび推進課に研究科を置く。</p> <p>3 _____消防防災安全課に消防航空事務所を置き、同所に消防防災航空隊を置く。</p> <p>(幹事課共通の所掌事務)</p> <p><b>第6条</b> 幹事課(総務管理課、総合政策課、<u>地域スポーツ課</u>、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課_____及び会計課をいう。以下同じ。)は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 部内_____又は出納局内の職員の人事の内申等に関すること。</p> <p>(2) 部内_____又は出納局内の予算及び支出負担行為その他経理に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 部内_____又は出納局内の行政事務の総合企画、総合調整、連絡調整及び情報等に関すること。</p> <p>(4) 部内_____又は出納局内の特命事項の処理に</p>			<p>(係)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、消防防災安全課に消防航空事務所を置き、同所に消防防災航空隊を置く。</p> <p>(幹事課共通の所掌事務)</p> <p><b>第6条</b> 幹事課(総務管理課、総合政策課_____、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課、<u>国体総務企画課</u>及び会計課をいう。以下同じ。)は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の職員の人事の内申等に関すること。</p> <p>(2) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の予算及び支出負担行為その他経理に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の行政事務の総合企画、総合調整、連絡調整及び情報等に関すること。</p> <p>(4) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の特命事項の処理に</p>																																													

関すること。

2 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第8号及び第9号の事務は、プロモーション戦略室が所掌する。

(1)~(7) 省略

(8) 戦略的プロモーションの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(9) デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

2 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(2) 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

8 省略

(スポーツ・文化部各課の所掌事務)

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) スポーツ施策の企画及び調整に関すること。

(2) スポーツ立県の推進に関すること。

(3) スポーツ推進計画に関すること。

(4) 武道館の管理に関すること。

(5) 東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ大会に関すること。

(6) スポーツイベントの誘致に関すること。

(7) プロスポーツの振興に関すること。

(8) スポーツ・レクリエーションの普及及び振興に関すること。

(9) 障がい者スポーツに関すること。

(10) シニアサイクリングに関すること。

2 競技スポーツ課の所掌事務は、次のとおりとする。

関すること。

2 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第8号及び第9号の事務は、自転車新文化推進室が所掌する。

(1)~(7) 省略

(8) 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(9) 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

(4) 科学技術の振興に関すること。

(5) 知的財産に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

7 省略

8 文化・スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文化施設及び武道館の管理に関すること。

(2) 愛媛のえひめ文化・スポーツ賞に関すること。

(3) 文化事業の支援に関すること。

(4) 文化関係表彰に関すること。

(5) 文化団体の支援及び育成に関すること。

(6) 文化事業の推進に関すること。

(7) 県民総合文化祭の運営に関すること。

(8) プロスポーツの振興に関すること。

(9) スポーツ立県の推進に関すること。

(10) スポーツ推進計画に関すること。

(11) レクリエーションの普及及び振興に関すること。

(1) 競技スポーツに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 国民体育大会への選手団の派遣に関すること。

(3) ジュニアスポーツに関すること。

**3** 文化振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文化施設の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 愛顔のえひめ文化・スポーツ賞に関すること。

(3) 文化関係表彰に関すること。

(4) 文化事業の支援及び推進に関すること。

(5) 文化団体の支援及び育成に関すること。

(6) 県民総合文化祭の運営に関すること。

**4** まなび推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習基本構想の策定に関すること。

(2) 生涯学習に関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(3) 生涯学習に関する調査研究に関すること。

(4) 生涯学習情報システムに関すること。

(5) ユネスコに関すること。

(6) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、美術館及びえひめ青少年ふれあいセンターに関すること。

(7) 愛媛人物博物館に関すること。

(8) 科学技術の振興に関すること。

(9) 知的財産に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

（保健福祉部各課の所掌事務）

**第10条** 保健福祉課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

2 省略

**3** 医療保険課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民健康保険に関すること。

(2) 後期高齢者の医療に関すること。

(3) 医療費適正化計画に関すること。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

**第13条** 省略

**2** 農業経済課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 農業保険 に関すること。

(3)～(5) 省略

3～11 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

**第10条** 保健福祉課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第11号から第13号までの事務は、医療保険室が所掌する。

(1)～(10) 省略

(11) 国民健康保険に関すること。

(12) 後期高齢者の医療に関すること。

(13) 医療費適正化計画に関すること。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

**第13条** 省略

**2** 農業経済課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 農業の災害補償 に関すること。

(3)～(5) 省略

3～11 省略

（えひめ国体推進局各課の所掌事務）

**第14条の2** 国体総務企画課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第6号の事務は、行幸啓室が所掌する。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 第72回国民体育大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の広報及び県民運動の推進に関すること。
- (5) その他第72回国民体育大会の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 行幸啓、行啓及びお成りに関すること。

2 障がい者スポーツ大会課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会推進委員会に関すること。
- (2) 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 第17回全国障害者スポーツ大会の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

3 国体運営・施設課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の施設専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会及び警備・消防専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の競技施設に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生に関すること。
- (4) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の輸送及び交通に関すること。

4 国体競技式典課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の式典専門委員会、県外開催競技会運営委員会及び競技専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会の競技運営に関すること。

5 国体競技力向上対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民体育大会への選手団の派遣に関すること。
- (2) 競技スポーツに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) ジュニアスポーツに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

（部 に置く職員）

第16条 部に部長を置く。

2 省略

3 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長 \_\_\_\_\_、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

（部等に置く職員）

第16条 省略

2 省略

3 県民環境部に環境技術専門監を置く。

4 省略

5 えひめ国体推進局に局長、総務担当次長、運営・式典担当次長

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 政策企画局にサイクリング普及調整監を置く。

3 省略

4 環境局に環境技術専門監を置く。

5 省略

6 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 課に課長及び主幹を置く。

2 幹事課( \_\_\_\_\_ 会計課を除く。)に課長補佐を置く。

3・4 省略

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(13) 省略

(14) 科長

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

2 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 総務企画部及び支局(総務県民室及び税務室に限る。)の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2~4 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)~(8) 省略

(9) 農業普及振興監

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

及び競技力向上担当次長を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 省略

3 省略

4 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 課に課長及び主幹を置く。

2 幹事課( 国体総務企画課及び会計課を除く。)に課長補佐を置く。

3・4 省略

5 国体総務企画課に学校連携推進監を置く。

6 国体運営・施設課に交通警備調整監を置く。

7 国体競技式典課に県外競技調整監を置く。

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 総務企画部及び支局(総務県民室及び税務室に限る。)の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 局内各部の物品の取得、管理及び処分に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

2~4 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)~(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略

2 省略

(総合科学博物館)

**第33条** 愛媛県総合科学博物館(以下「総合科学博物館」という。)の業務は、愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第2条に定めるものとする。

2 総合科学博物館に学芸課を置く。

3 総合科学博物館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 課長
- (3) 担当係長
- (4) 学芸員
- (5) 主事
- (6) その他の職員

4 総合科学博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 専門学芸員
- (4) 主任
- (5) 主任学芸員

(歴史文化博物館)

**第34条** 愛媛県歴史文化博物館(以下「歴史文化博物館」という。)の業務は、愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第2条に定めるものとする。

2 歴史文化博物館に学芸課を置く。

3 歴史文化博物館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 課長
- (3) 担当係長
- (4) 学芸員
- (5) 主事
- (6) その他の職員

4 歴史文化博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 専門学芸員
- (4) 主任
- (5) 主任学芸員

(美術館)

**第34条の2** 愛媛県美術館(以下「美術館」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略

2 省略

**第33条及び第34条** 削除

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第3条に規定する事業に関すること。
- (2) 施設の提供に関すること。
- (3) その他必要な業務

2 美術館に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	総務係
学芸課	

3 美術館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 課長
- (3) 係長
- (4) 担当係長
- (5) 学芸員
- (6) 主事
- (7) その他の職員

4 美術館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 副参事
- (3) 専門員
- (4) 専門学芸員
- (5) 主任
- (6) 主任学芸員

（愛媛県立子ども療育センター）

**第44条 省略**

2 省略

3 子ども療育センターに次の職員を置く。

- (1)～(8) 省略
- (9) 発達障がい者支援専門員
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

4 省略

（東京事務所）

**第75条 省略**

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

企画調整課	企画調整係
省略	

4・5 省略

（消防学校）

**第78条** 消防職員及び消防団員並びに自主防災組織の構成員等（以下「消防職員等」という。）の教育訓練を行うため、松山市に、愛媛県消防学校（以下「消防学校」という。）を設置する。

2 消防学校の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) その他消防防災に関する教育訓練及び意識啓発に関すること。

（愛媛県立子ども療育センター）

**第44条 省略**

2 省略

3 子ども療育センターに次の職員を置く。

- (1)～(8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

4 省略

（東京事務所）

**第75条 省略**

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

行政課	
省略	

4・5 省略

（消防学校）

**第78条** 消防職員及び消防団員\_\_\_\_\_（以下「消防職員等」という。）の教育訓練を行うため、松山市に、愛媛県消防学校（以下「消防学校」という。）を設置する。

2 消防学校の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) その他消防\_\_\_\_\_に関する教育訓練\_\_\_\_\_に関すること。



3～5 省略

別表第1（第5条関係）

課	係
省略	
地域スポーツ課	調整管理係
文化振興課	文化施設係
まなび推進課	生涯学習係
省略	
消防防災安全課	省略
防災危機管理課	防災訓練係、防災情報係
省略	
保健福祉課	調整管理係、企画係、生活保護係
医療対策課	省略
医療保険課	国保係、医療係
健康増進課	感染症対策係、精神保健係、 難病対策係、母子保健係
省略	
農業経済課	農協係、検査係
省略	
農産園芸課	管理係、研究企画係、 鳥獣害対策係、果樹係、米麦係、 野菜・花き係、環境農業係
省略	
営繕室	営繕企画係、電気設備係、 機械設備係
省略	

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
総務管理課	省略
地域スポーツ課	総合科学博物館、歴史文化博物館、美術館
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部及び支局	課	係
東予 省略		
地方局 産業経済部	産業振興課	企画調整係、 農産物安全係、農業振興係
	商工観光室	
	地域農業育成室	
	産地戦略推進室	
	省略	
今治 省略		
支局 地域農業育成室		省略

3～5 省略

別表第1（第5条関係）

課	係
省略	
文化・スポーツ振興課	管理係
省略	
消防防災安全課	省略
省略	
保健福祉課	調整管理係、企画係、生活保護係
医療保険室	国保係、医療係
医療対策課	省略
健康増進課	健康政策係、感染症対策係、精神保健係、 難病対策係、母子保健係
省略	
農業経済課	農協係、共済係、金融係、検査係
省略	
農産園芸課	管理係、普及指導係、生産指導係、研究企画係、 鳥獣害対策係、果樹係、米麦係、 野菜・花き係、環境農業係
省略	
営繕室	営繕企画係、営繕第一係、営繕第二係、 営繕第三係、電気設備係、機械設備係
省略	

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
総務管理課	省略
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部及び支局	課	係
東予 省略		
地方局 産業経済部	産業振興課	企画調整係、物産振興係、 農産物安全係、農業振興係
	商工観光室	商工観光係、労政雇用係
	地域農業室	
	産地育成室	果樹係、農産園芸係
	省略	
今治 省略		
支局 地域農業室		省略



<p>クリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員</p> <p>_____、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>	<p>_____、危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、学校連携推進監、交通警備調整監、県外競技調整監、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員_____、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長_____、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任_____、主任主事、主任技師、主事、技師_____、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>
<p>地方機関 局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長_____、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部长、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>	<p>地方機関 局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付_____、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹_____、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員_____、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長_____、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員_____、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任_____、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師_____、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県消防学校規則の一部改正)

第1条 愛媛県消防学校規則(昭和38年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県消防学校(以下「学校」という。)において<u>行う</u>消防職員及び消防団員の教育訓練(以下「学校教育」という。)並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県消防学校(以下「学校」という。)において<u>行なう</u>消防職員及び消防団員の教育訓練(以下「学校教育」という。)_____の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(入校)</p> <p><b>第7条</b> 訓練生として学校に入校することのできる者は、消防長が推薦した消防職員及び市町長が推薦した消防団員で、校長が入校を許可したものとす。</p> <p>2 省略</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>第5章 自主防災組織の構成員等の教育訓練</p> <p><b>第15条</b> 校長は、自主防災組織の構成員等の教育訓練の教科目及び時間数を定めるものとする。</p> <p>2 第4条の規定は、自主防災組織の構成員等の教育訓練について準用する。</p> <p>第6章 省略</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p>(補則)</p> <p><b>第17条</b> この規則に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、校長が定める。</p>	<p>(入校)</p> <p><b>第7条</b> _____学校に入校することのできる者は、消防長が推薦した消防職員及び市町長が推薦した消防団員で、校長が入校を許可したものとす。</p> <p>2 省略</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>第5章 省略</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>(補則)</p> <p><b>第16条</b> この規則に定めるもののほか、<u>学校教育</u>の実施に関し必要な事項は、校長が定める。</p>
---	---

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

**第2条** 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(4)の2 法第18条第3項(法第29条第12項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(5)~(6)の2 省略</p> <p><u>(6)の3 法第29条第9項の規定に基づく有料老人ホーム情報の報告の受理に関すること。</u></p> <p>(7) 法第29条第11項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(7)の2 法第29条第13項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関すること。</p> <p><u>(8) 法第29条第14項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業の停止等の命令に関すること。</u></p> <p><u>(9) 法第29条第16項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業の停止等の命令をした旨の通知に関すること。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(4)の2 法第18条第3項(法第29条第10項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(5)~(6)の2 省略</p> <p>(7) 法第29条第9項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(7)の2 法第29条第11項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関すること。</p>

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>えひめ観光物産ブラザ</p> <p>スポーツ・文化部文化局まなび推進課</p> <p>愛媛県総合科学博物館</p> <p>愛媛県歴史文化博物館</p> <p>愛媛県美術館</p> <p>省略</p> </div>	<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>えひめ観光物産ブラザ</p>       <p>省略</p> </div>

(愛媛県スポーツ推進審議会規則の一部改正)

第4条 愛媛県スポーツ推進審議会規則(平成23年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課</u> において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(知事の事務委任) 第3条 省略 2 知事は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第9条第9号に規定する料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金の徴収に係る地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の2第6項の指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)の指定に関する事務を愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)第4条第1項に規定する管理者に委任する。 (出納員) 第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、第11号から第18号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。 (1)・(2) 省略 (3) <u>総務部行財政改革局税務課直税係長及び税務調査グループ担当係長(税務課長が指定した者に限る。)</u> (4)~(18) 省略 (出納員以外の会計職員) 第5条 省略 2 省略 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。	(知事の事務委任) 第3条 省略 2 知事は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第9条第9号に規定する料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金の徴収に係る地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の2第6項の指定代理納付者_____の指定に関する事務を愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)第4条第1項に規定する管理者に委任する。 (出納員) 第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、第11号から第18号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。 (1)・(2) 省略 (3) <u>総務部行財政改革局税務課税務調査グループ担当係長_____ (税務課長が指定した者に限る。)</u> (4)~(18) 省略 (出納員以外の会計職員) 第5条 省略 2 省略 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。												
<table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>一 省略</td><td></td></tr> <tr><td>二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、</td><td></td></tr> </table>	省略	省略	一 省略		二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、		<table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>一 省略</td><td></td></tr> <tr><td>二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予</td><td></td></tr> </table>	省略	省略	一 省略		二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予	
省略	省略												
一 省略													
二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、													
省略	省略												
一 省略													
二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予													

中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室の技術普及グループ担当係長 三～六 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定代理納付者に納付させる地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金の収納及び保管に関すること。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。

ア 地方税法\_\_\_\_\_に規定する徴収金及び地方法人特別税の収納及び保管

イ 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

2 省略

(出納員、現金取扱員及び物品取扱員の事務引継ぎ)

第8条 省略

2 省略

3 第1項の規定による引継ぎには、本庁各課又は地方機関の長(地方局にあつては地方局長が、支所等を置く地方機関にあつては当該地方機関の長が指定する者)が立会人となるほか、必要があるときは、出納員にあつては会計管理者又は会計管理者の命ずる出納員若しくは会計員が、現金取扱員及び物品取扱員にあつては当該事務を委任した出納員又はその出納員の命ずる出納員以外の会計職員が立ち会うものとする。

4・5 省略

(会計管理者等の現金収納)

第22条 省略

2 省略

3 会計管理者等は、前2項に規定する方法以外で現金の納付を受けたときは、これを収納し、現金領収書(様式第10号の2)を納入義務者に交付しなければならない。ただし、別に定める入園券等を交付することによつて納入される収入金、収入受託者が収納する収入金及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により現金の納付を証することができる収入金については、この限りでない。

4・5 省略

地方局産業経済部産業振興課産地育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室の技術普及グループ担当係長 三～六 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金及び地方法人特別税の収納及び保管

イ 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

2 省略

(出納員、現金取扱員及び物品取扱員の事務引継ぎ)

第8条 省略

2 省略

3 第1項の規定による引継ぎには、本庁各課又は地方機関の長\_\_\_\_\_が立会人となるほか、必要があるときは、出納員にあつては会計管理者又は会計管理者の命ずる出納員若しくは会計員が、現金取扱員及び物品取扱員にあつては当該事務を委任した出納員又はその出納員の命ずる出納員以外の会計職員が立ち会うものとする。

4・5 省略

(会計管理者等の現金収納)

第22条 省略

2 省略

3 会計管理者等は、前2項に規定する方法以外で現金の納付を受けたときは、これを収納し、現金領収書(様式第10号の2)を納入義務者に交付しなければならない。ただし、別に定める入園券等を交付することによつて納入される収入金及び収入受託者が収納する収入金\_\_\_\_\_については、この限りでない。

4・5 省略

(一般競争入札の公告)

第132条 契約担当者は、一般競争入札をする場合は、入札の期日から起算して10日(工事の請負契約を締結するときの入札にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の規定による見積期間)前までに、令第167条の6又は第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次に掲げる事項を愛媛県報、新聞、県の掲示板等により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、工事の請負契約を締結するときの入札を除き、その期間を5日までに短縮することができる。

(1)~(4) 省略

(5) 入札書の提出方法(電子入札(電子情報処理組織(契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札者又は見積者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用して行う入札又は見積りの手続をいう。以下同じ。)にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録

\_\_\_\_\_の記録方法)

(6) 省略

2 省略

(物品の管理換え等)

第174条 省略

2~4 省略

5 第1項(後段を除く。)、第2項及び第3項の規定は、本庁各課間、地方局各課間及び支所等を置く地方機関内における物品の移動についてこれを準用する。

様式第2号(第8条、第54条関係) 引継書

様式第2号(その1)

省略

注 1 省略

2 地方局又は支所等を置く地方機関にあつては、「本庁各課(地方機関)の長」とあるのは、「地方局長(地方機関の長)に指定された者」とすること。

様式第2号(その2) 省略

(一般競争入札の公告)

第132条 契約担当者は、一般競争入札をする場合は、入札の期日から起算して10日(工事の請負契約を締結するときの入札にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の規定による見積期間)前までに、令第167条の6又は第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次に掲げる事項を愛媛県報、新聞、県の掲示板等により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、工事の請負契約を締結するときの入札を除き、その期間を5日までに短縮することができる。

(1)~(4) 省略

(5) 入札書の提出方法(電子入札(電子情報処理組織(契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札者又は見積者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用して行う入札又は見積りの手続をいう。以下同じ。)にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の記録方法)

(6) 省略

2 省略

(物品の管理換え等)

第174条 省略

2~4 省略

5 第1項から第3項まで\_\_\_\_\_の規定は、本庁各課間\_\_\_\_\_における物品の移動についてこれを準用する。

様式第2号(第8条、第54条関係) 引継書

様式第2号(その1)

省略

注 \_\_\_\_\_ 省略

様式第2号(その2) 省略

様式第11号に次のように加える。

領 収 済 通 知 書  
(クレジット収納)

1 税 目	
2 年 度	
3 件 数	
4 税 額	
5 課税区分	
6 地方機関名	

科 目  
整理番号  
年 度  
局 C D

領 収 印

受 付 票  
愛媛県税口座振替分  
(クレジット収納)

1 税 目	
2 年 度	
3 件 数	
4 税 額	
5 課税区分	
6 地方機関名	

科 目  
整理番号  
年 度  
局 C D

領 収 印

( 控 え )  
領 収 済 通 知 書  
(クレジット収納)

1 税 目	
2 年 度	
3 件 数	
4 税 額	
5 課税区分	
6 地方機関名	

科 目  
整理番号  
年 度  
局 C D

領 収 印

注 用紙寸法は、各片とも縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第340号

農業災害補償法による知事が定める基準（昭和39年1月愛媛県告示第50号）は、廃止する。

平成30年産以前の農産物に係る農作物共済の共済関係については、  
なお従前の例による。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第341号

農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定（平成17年4月愛媛県告示第805号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
名称	位置	担当区域		名称	位置	担当区域	
1 東予地方局産業経済部産業振興課地域 農業育成室四国中央農業指導班	省略			1 東予地方局産業経済部産業振興課地域 農業室四国中央農業指導班	省略		
2 東予地方局産業経済部今治支局地域農 業育成室しまなみ農業指導班	省略			2 東予地方局産業経済部今治支局地域農 業室しまなみ農業指導班	省略		
3 中予地方局産業経済部産業振興課地域 農業育成室久万高原農業指導班	省略			3 中予地方局産業経済部産業振興課地域 農業室久万高原農業指導班	省略		
4 中予地方局産業経済部産業振興課地域 農業育成室伊予農業指導班	省略			4 中予地方局産業経済部産業振興課地域 農業室伊予農業指導班	省略		
5 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域 農業育成室大洲農業指導班	省略			5 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域 農業室大洲農業指導班	省略		
6 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域 農業育成室西予農業指導班	省略			6 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域 農業室西予農業指導班	省略		
7 南予地方局産業経済部産業振興課地域 農業育成室鬼北農業指導班	省略			7 南予地方局産業経済部産業振興課地域 農業室鬼北農業指導班	省略		
8 南予地方局産業経済部産業振興課地域 農業育成室愛南農業指導班	省略			8 南予地方局産業経済部産業振興課地域 農業室愛南農業指導班	省略		
9 東予地方局産業経済部今治支局地域農 業育成室普及指導員岩城駐在所	省略			9 東予地方局産業経済部今治支局地域農 業室普及指導員岩城駐在所	省略		
10 中予地方局産業経済部産業振興課地域 農業育成室普及指導員中島駐在所	省略			10 中予地方局産業経済部産業振興課地域 農業室普及指導員中島駐在所	省略		

○愛媛県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、  
次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日か  
ら2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
卯之町停車場線	西予市宇和町卯之町 （卯之町停車場）		
	西予市宇和町卯之町 （一般国道56号交点）		

○愛媛県告示第343号

県道の路線番号の決定（昭和48年3月愛媛県告示第294号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
路線番号	路 線 名	路線番号	路 線 名
省略		省略	
		265	卯之町停車場 線
省略		省略	

○愛媛県告示第344号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の

収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

訓 令

○愛媛県訓令第4号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（部長）</p> <p><b>第3条</b> 部長 _____ は、知事の命を受け、部 _____ の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>（局長）</p> <p><b>第4条</b> 総務管理局长、政策企画局长、スポーツ局长、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长及び土木管理局长は、部長を補佐し、部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、それぞれ総務管理局、政策企画局、スポーツ局、県民生活局、社会福祉医療局、産業雇用局、農政企画局及び土木管理局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>2 行財政改革局长、地域振興局长、文化局长、防災局长、環境局长、健康衛生局长、生きがい推進局长、産業支援局长、観光交流局长、農業振興局长、森林局长、水産局长、河川港湾局长及び道路都市局长は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局、文化局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光交流局、農業振興局、森林局、水産局、河川港</p>	<p>（部長等）</p> <p><b>第3条</b> 部長（えひめ国体推進局长を含む。）は、知事の命を受け、部（えひめ国体推進局を含む。）の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>（局長）</p> <p><b>第4条</b> 総務管理局长、政策企画局长 _____、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长及び土木管理局长は、部長を補佐し、部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、それぞれ総務管理局、政策企画局 _____、県民生活局、社会福祉医療局、産業雇用局、農政企画局及び土木管理局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>2 行財政改革局长、地域振興局长 _____、防災局长、環境局长、健康衛生局长、生きがい推進局长、産業支援局长、観光交流局长、農業振興局长、森林局长、水産局长、河川港湾局长及び道路都市局长は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局 _____、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光交流局、農業振興局、森林局、水産局、河川港</p>

湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(営業副本部長)

**第4条の2** 営業副本部長は、営業本部長を補佐し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。

(課長等)

**第10条** 省略

**2** サイクリング普及調整監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、自転車新文化の普及及び拡大に関する業務を行う。

**3** 省略

**4** 省略

**5** 環境技術専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、環境局の分掌事務に係る技術に関して、専門的な指導及び助言を行う。

**6** 省略

(検査班長)

**第23条** 検査班長は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)、農業保険法(昭和22年法律第185号)、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づく検査に関して課長を補佐し、当該検査を担当する係に属する職員を指揮監督する。

**第27条** 省略

(専門学芸員)

**第27条の2** 専門学芸員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、資料の収集、整理、保管及び展示、特に高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

**第30条の4** 省略

(科長)

湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(環境技術専門監)

**第4条の2** 環境技術専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、防災局及び環境局の分掌事務に係る技術に関して、専門的な指導及び助言を行う。

(次長)

**第6条の2** 総務担当次長は、えひめ国体推進局長を補佐し、えひめ国体推進局内の調整を行うとともに、上司の命を受け、国体総務企画課及び障がい者スポーツ大会課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

**2** 運営・式典担当次長は、上司の命を受け、国体運営・施設課及び国体競技式典課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

**3** 競技力向上担当次長は、上司の命を受け、競技力の向上に関する事務を調整し、整理するとともに、国体競技力向上対策課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長等)

**第10条** 省略

**2** 省略

**3** 省略

**4** 省略

(学校連携推進監)

**第13条の2** 学校連携推進監は、上司の命を受け、学校との連携の推進及び協力体制の構築に係る事務を処理する。

(交通警備調整監)

**第13条の3** 交通警備調整監は、上司の命を受け、総合開会式、総合開会式等における輸送交通業務、警備業務及び消防防災業務の安全かつ円滑な運営に向け、警察本部等関係機関との調整及び輸送実施計画の策定等に係る事務を処理する。

(県外競技調整監)

**第13条の4** 県外競技調整監は、上司の命を受け、県外において開催される競技の円滑な運営に向け、市町村等関係機関との調整及び県外において開催される競技会の運営の統括に係る事務を処理する。

(検査班長)

**第23条** 検査班長は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づく検査に関して課長を補佐し、当該検査を担当する係に属する職員を指揮監督する。

**第27条** 省略

**第30条の4** 省略

第30条の5 科長は、上司の命を受け、科の事務を管理する。

第30条の6 省略

第32条 省略

(主任学芸員)

第32条の2 主任学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、整理、保管及び展示、高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

第33条 省略

(学芸員)

第33条の2 前条の規定にかかわらず、学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、整理、保管及び展示、調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

第30条の5 省略

第32条 省略

第33条 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(用語の意義)		(用語の意義)	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 専決 部長 _____、営業本部長、防災安全統括部長、局長 _____、 _____、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長並びに出納局の主幹(担当事務に限る。)に限る。以下同じ。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担当事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。		(2) 専決 部長(えひめ国体推進局長を含む。第5条第1項において同じ。)、営業本部長、防災安全統括部長、局長(えひめ国体推進局長を除く。同項において同じ。)、総務担当次長、運営・式典担当次長、競技力向上担当次長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長並びに出納局の主幹(担当事務に限る。)に限る。以下同じ。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担当事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。	
(3) 省略		(3) 省略	
(代決者)		(代決者)	
第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。		第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。	
区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	部長	局長 _____	省略
		局長(えひめ国体推進局にあつては、総務担当次長、運営・式典担当次長又は競技力向上担当次長)	

営業本 部長	営業副本部長	営業本部マネージャ 二
省略		
省略		
省略		

2 省略

別表第1 (第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		知 事	専決者		
			部 長	局 長	課 長 主 幹
1~3 省略					
4 個人 情報の 保護に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 省略				
	2 個人情報取扱事業者及び匿名 加工情報取扱事業者に関するこ と。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査 (第40条第1項)				
	(2) 個人情報保護委員会への報 告(個人情報の保護に関する 法律施行令(第21条第3項 _____) _____)				
5~27 省略					

営業本 部長	営業本部マネージャ 二	
省略		
総務担 当次長	課長	主幹又は課長が指定 した職員
運営・ 式典担 当次長	課長	主幹又は課長が指定 した職員
競技力 向上担 当次長	課長	主幹又は課長が指定 した職員
省略		
省略		

2 省略

別表第1 (第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		知 事	専決者		
			部 長	局 長	課 長 主 幹
1~3 省略					
4 個人 情報の 保護に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 省略				
	2 個人情報取扱事業者_____ _____に関するこ と。				
	(1) 報告の徴収(第32条_____ _____)				
	(2) 助言(第33条)			—	
	(3) 勧告及び命令(第34条)		—		
	(4) 主務大臣_____ _____への報 告(個人情報の保護に関する 法律施行令(以下この部にお いて「政令」という。)第11 条第4項)				
	3 認定個人情報保護団体に関す ること。				
	(1) 認定(第37条第1項)		—		
	(2) 名称等の変更の届出の受理 (政令第9条第3項)			—	
	(3) 認定業務の廃止の届出の受 理(第40条)			—	
(4) 報告の徴収(第46条)			—		
(5) 措置命令(第47条)		—			
(6) 認定の取消し(第48条第1 項)		—			
5~27 省略					

備考

- 1 省略
- 2 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、  
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に關  
する事務に係るこの表6の部5の項<sup>(2)</sup>及び6の項の規  
定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と  
あるのは、「営業本部長」とする。
- 3 省略
- 4 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、  
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の営利企業  
等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の  
項及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務  
に係る同部9の項の規定の適用については、同表決裁  
区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」と  
する。
- 5 営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャ  
ー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にあ  
る者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6  
の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の  
欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 6 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこ  
の表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中  
「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。  
(1)・(2) 省略  
  
(3) 省略  
(4) 省略  
(5) 省略  
(6) 省略  
(7) 省略  
(8) 省略  
(9) 省略  
(10) 省略  
(11) 省略  
(12) 省略  
(13) 省略  
(14) 省略  
(15) 省略  
(16) 省略  
(17) 省略  
(18) 省略  
(19) 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 9の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部  
長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又

- 備考 1 えひめ国体推進局におけるこの表の規定の適用につ  
いては、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局  
長」とし、総務担当次長、運営・式典担当次長又は競  
技力向上担当次長の担任意務に係る同表の規定の適用  
については、同欄中「局長」とあるのはそれぞれ「総  
務担当次長」、「運営・式典担当次長」又は「競技力  
向上担当次長」とする。
- 2 省略
- 3 \_\_\_\_\_営業本部マネージャー、営業主幹、  
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に關  
する事務に係るこの表6の部5の項<sup>(2)</sup>及び6の項の規  
定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と  
あるのは、「営業本部長」とする。
- 4 省略
- 5 \_\_\_\_\_営業本部マネージャー、営業主幹、  
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の営利企業  
等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の  
項及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務  
に係る同部9の項の規定の適用については、同表決裁  
区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」と  
する。
- 6 営業本部長 \_\_\_\_\_、営業本部マネージャ  
ー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にあ  
る者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6  
の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の  
欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこ  
の表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中  
「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。  
(1)・(2) 省略  
(3) 4の部2の項<sup>(3)</sup>並びに3の項<sup>(5)</sup>及び<sup>(6)</sup>  
(4) 省略  
(5) 省略  
(6) 省略  
(7) 省略  
(8) 省略  
(9) 省略  
(10) 省略  
(11) 省略  
(12) 省略  
(13) 省略  
(14) 省略  
(15) 省略  
(16) 省略  
(17) 省略  
(18) 省略  
(19) 省略  
(20) 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 10の規定にかかわらず、営業本部長 \_\_\_\_\_  
、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又

はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

11 9の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

12 省略

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
プロモーション戦略室	1 戦略的プロモーションの総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 戦略的プロモーションの総合企画、総合調整及び推進に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
	(3) 軽易なもの			—	
	2 デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
(2) 重要なもの			—		
(3) 軽易なもの			—		

はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

12 10の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

13 省略

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自 転 車 新 文 化 推 進 課	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自 転 車 新 文 化 推 進 室	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地 域 政 策 課	1～3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
11 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地 域 政 策 課	1～3 省略				
	4 科学 技術の 振興に 関する 事務	1 <u>科学技術振興指針の策定及び変更</u>	—		
		2 <u>科学技術振興会議に関する</u> <u>こと。</u>		—	
		3 <u>県立試験研究機関の評価に</u> <u>関する事務の総括に関するこ</u> <u>と。</u>		—	
		4 <u>その他科学技術の振興に関</u> <u>すること。</u>			—
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
12 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
文 化 ・ ス ポ ー ツ	1 文化 振興の 企画調 整に関 する事 務	1 <u>文化振興の企画及び調整に</u> <u>関すること。</u>	—		



ソ 振 興 課	2 文化 事業及 びスポ ーツ事 業に関 する事 務	1 愛媛のえひめ文化・スポー ツ賞の決定に関する <u>こと。</u>	—			
		2 文化事業及びスポーツ事業 の共催及び後援に関する <u>こと。</u>	(1) 新規のもの	—		
			(2) 継続のもの		—	
		3 文化事業及びスポーツ事業 における知事賞等の交付の承 諾に関する <u>こと。</u>	(1) 新規のもの	—		
			(2) 継続のもの		—	
		3 県民 総合文 化祭に 関する 事務	1 県民総合文化祭の推進に関 する <u>こと。</u>	—		
	4 国民 文化祭 に関す る事務	1 国民文化祭への出演団体の 推薦に関する <u>こと。</u>			—	
	5 スポ ーツ基 本法の 施行に 関する 事務	1 スポーツの推進に関する計 画に関する <u>こと。</u>				
		(1) 計画の策定（第10条第1 項）	—			
		(2) 教育委員会の意見聴取 （第10条第2項）		—		
	6 スポ ーツ・ レクリ エーシ ョン祭 に関す る事務	1 全国スポーツ・レクリエー ション祭への派遣選手の決定 に関する <u>こと。</u>	—			
		2 愛媛スポーツ・レクリエー ション祭の推進に関する <u>こ と。</u>			—	

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属するスポーツ・文化部関係事務に係る  
特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
地 域 ス ポ ー ツ 課	1 スポ ーツ施 策の企 画調整 に関す る事務	1 スポーツ施策の企画及び調 整に関する <u>こと。</u>	—		
	2 スポ ーツ事 業	1 スポーツ事業の共催及び後 援に関する <u>こと。</u>			

業に關する事務	(1) 新規のもの		—		
	(2) 継続のもの			—	
	2 スポーツ事業における知事賞等の交付の承諾に關すること。				
	(1) 新規のもの		—		
	(2) 継続のもの			—	
3 スポーツ基本法の施行に關する事務	1 スポーツの推進に關する計画に關すること。				
	(1) 策定及び変更(第10条第1項、愛媛県スポーツ推進条例(平成29年愛媛県条例第26号)第6条第1項)	—			
	(2) 教育委員会の意見聴取(第10条第2項)		—		
4 スポーツ大会等の誘致に關する事務	1 スポーツ大会等の誘致に關すること。				
	(1) 国際規模及び全国規模のもの	—			
	(2) (1)以外のもの		—		
5 スポーツ・レクリエーション祭に關する事務	1 愛媛スポーツ・レクリエーション祭の推進に關すること。				—
6 障がい者スポーツに關する事務	1 全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣に關すること。		—		
	2 愛媛県障がい者スポーツ大会の推進に關すること。		—		
	3 その他障がい者スポーツに關すること。				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
競技スポーツ課	1 競技力向上対策に關する事務	1 国民体育大会への選手団の派遣に關すること。	—			
		2 競技スポーツに關すること。			—	
		3 ジュニアスポーツに關すること。			—	

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
文 化 振 興 課	1 文化 振興の 企画調 整に関 する事 務	1 文化振興の企画及び調整に 関すること。	—		
	2 文化 事業に 関する 事務	1 愛媛のえひめ文化・スポー ツ賞の決定に関すること。	—		
		2 文化事業の共催及び後援に 関すること。			
		(1) 新規のもの		—	
		(2) 継続のもの			—
		3 文化事業における知事賞等 の交付の承諾に関すること。			
		(1) 新規のもの		—	
	(2) 継続のもの			—	
	3 県民 総合文 化祭に 関する 事務	1 県民総合文化祭の推進に関 すること。		—	
	4 国民 文化祭 に関す る事務	1 国民文化祭への出演団体の 推薦に関すること。			—

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
ま な び 推 進 課	1 生涯 学習の 推進に 関する 事務	1 生涯学習の企画及び調整に 関すること。	—		
		2 生涯学習推進計画の策定及 び変更	—		
		3 生涯学習推進事業の共催及 び後援に関すること。			
		(1) 新規のもの		—	
		(2) 継続のもの			—
		2 県立 博物館 の運営 に関す る事務	1 名誉館長の委嘱に関するこ と。		—
2 美術館の特別企画展に係る 実行委員会の設置に関するこ と。		—			

3 科学技術の振興に関する事務	1 科学技術振興指針の策定及び変更	—			
	2 科学技術振興会議に関すること。		—		
	3 県立試験研究機関の評価に関する事務の総括に関すること。		—		
	4 その他科学技術の振興に関すること。				—

別表第5 (第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長	課 長
消 防 防 災 安 全 課	1 省略					
	2 消防学校に関する事務	1 学校教育計画等の承認(愛媛県消防学校規則第4条、第15条第2項)				
		2 褒賞又は懲戒の報告の受理(愛媛県消防学校規則第14条)				—
3~14 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
環 境 政 策 課	1~27 省略					
	28 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1~7 省略				
		8 汚染土壌処理業に関すること。				
		(1) 許可(第22条第1項、汚染土壌処理業に関する省令(以下この部において「処理業省令」という。)第17条第1項)				
		(2)・(3) 省略				
(4) 変更の許可(第23条第1項、処理業省令第17条第1項)						

別表第4 (第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長	課 長
消 防 防 災 安 全 課	1 省略					
	2 消防学校に関する事務	1 学校教育計画の承認(愛媛県消防学校規則第4条_____)				
3~14 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
環 境 政 策 課	1~27 省略					
	28 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1~7 省略				
		8 汚染土壌処理業に関すること。				
		(1) 許可(第22条第1項、汚染土壌処理業に関する省令(以下この部において「処理業省令」という。)第14条第1項)				
		(2)・(3) 省略				
(4) 変更の許可(第23条第1項、処理業省令第14条第1項)						

	(5)~(9) 省略				
	(10) 譲渡及び譲受の承認（第27条の2第1項、処理業省令第17条第1項）	—			
	(11) 合併又は分割の承認（第27条の3第1項、処理業省令第17条第1項）	—			
	(12) 相続の承認（第27条の4第1項、処理業省令第17条第1項）	—			
	(13) 省略				
	(14) 許可証の書換え交付及び再交付（処理業省令第17条第2項）				
	(15) 許可証の返納の受理（処理業省令第17条第4項）				
	9・10 省略				
29~31 省略					

	(5)~(9) 省略				
	(10) 省略				
	(11) 許可証の書換え交付及び再交付（処理業省令第14条第2項）				
	(12) 許可証の返納の受理（処理業省令第14条第4項）				
	9・10 省略				
29~31 省略					

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1 省略					
	2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学に関する事務	1 省略				
		2 監事からの報告の受理（法第13条の2）				—
		3 省略				
		4 副理事長及び理事の任免の届出の受理（法第14条第5項、第17条第4項、第71条第10項）				
	5 省略					
	6・7 省略					
	8 公立大学法人評価委員会の意見の聴取（法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条					—

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1 省略					
	2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学に関する事務	1 省略				
		2 省略				
		3 副理事長及び理事の任免の届出の受理（法第14条第4項、第17条第4項、第71条第9項）				
		4 省略				
	5 公立大学法人評価委員会の意見の聴取（法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第42条の2第5項、第6項、第44条第2項、第108条第2項、第112条第2項）				—	
	6・7 省略					



	<u>27</u> 省略				
	<u>28</u> 省略				
	<u>29</u> 省略				
	<u>30</u> 償却資産の指定（公立大学 法人愛媛県立医療技術大学の 業務運営並びに財務及び会計 に関する規則（以下この部に おいて「規則」という。）第 8条第1項）				
	<u>31</u> 除去費用等の指定（規則第 9条第1項）				
3～8 省略					
9 社会 福祉施 設職員 等退職 手当共 済法の 施行に 関する 事務	1 共済契約締結施設等への立 入検査（第23条第1項）				
10～20 省略					

	<u>25</u> 省略				
	<u>26</u> 省略				
	<u>27</u> 省略				
	<u>28</u> 償却資産の指定（公立大学 法人愛媛県立医療技術大学の 業務運営並びに財務及び会計 に関する規則（以下この部に おいて「規則」という。）第 9条第1項）				
	<u>29</u> 除去費用等の指定（規則第 10条第1項）				
3～8 省略					
9 社会 福祉施 設職員 退職手 当共済 法の 施行に 関する 事務	1 共済契約締結施設等への立 入検査（第23条 ）				
10～20 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
医 療 保 険 室	1 国民 健康保 険法の 施行に 関する 事務	1 国民健康保険組合等の管理 に関すること			
		(1) 国民健康保険組合（以下 この部において「組合」と いう。）及び国民健康保険 団体連合会（以下この部に おいて「連合会」とい う。）の設立及び解散の認 可（第17条、第32条、第84 条、第86条）		—	
		(2) 組合及び連合会の仮理事 及び特別代理人の選任（第 24条の4、第24条の5、第 86条）		—	
		(3) 組合及び連合会の議決事 項の認可及び届出の受理 （第27条、第86条）			—
		(4) 組合及び連合会の清算人 及び解散の届出の受理（第 32条の7、第86条）			—

		(5) <u>組合及び連合会の清算結了の届出の受理（第32条の12、第86条）</u>				—
		(6) <u>組合等に関する監督（第108条）</u>		—		
	2	<u>保険者等の指導監督等に関すること。</u>				
		(1) <u>保険者又は連合会に対する指導監督（第4条、第106条）</u>				—
		(2) <u>国の負担金等の進達及び通知（第69条から第74条まで）</u>				—
	3	<u>保険医療機関等に関すること。</u>				
		(1) <u>保険者と保険医療機関又は保険薬局との割引契約に対する認可（第45条第3項）</u>				—
		(2) <u>指導（第41条、第54条の2の2）</u>				—
		(3) <u>報告等（第45条の2、第54条の2の3）</u>				—
	4	<u>広域化等支援方針に関すること。</u>				
		(1) <u>方針の策定及び変更（第68条の2第1項）</u>	—			
		(2) <u>市町の意見聴取（第68条の2第4項）</u>		—		
		(3) <u>方針の公表（第68条の2第5項）</u>				—
		(4) <u>連合会等に対する協力の要請（第68条の2第7項）</u>				—
	5	<u>国民健康保険診療報酬審査委員会及び国民健康保険審査会の委員に関すること。</u>				
		(1) <u>国民健康保険診療報酬審査委員会委員の委嘱（第88条）</u>		—		
		(2) <u>診療担当者の出頭等の承認（第89条）</u>				—
		(3) <u>国民健康保険審査会委員の任免（第93条第1項）</u>		—		
	6	<u>診療録の提示命令等（第114条）</u>				—
	2	<u>高齢者の医療の確保に関</u>				
		1 <u>県医療費適正化計画に関すること。</u>				
		(1) <u>計画の策定（第9条第1項）</u>	—			



する法律の施行に関する事務	(2) 市町等との協議(第9条第7項)	—		
	(3) 計画の厚生労働大臣への提出及び公表(第9条第8項)			—
	(4) 保険者等に対する協力の要請(第9条第9項、第10項)			—
	(5) 計画の進捗状況に関する公表及び厚生労働大臣への報告(第11条第1項から第3項まで)	—		
	(6) 計画の実績に関する評価、厚生労働大臣への報告及び公表(第12条第1項、第2項)	—		
	(7) 診療報酬に係る意見の提出(第13条第1項)	—		
	(8) 診療報酬に係る厚生労働大臣との協議(第14条第2項)	—		
	(9) 保険者等に対する資料の提出に関する協力の要請(第15条第1項)			—
	(10) 保険者等に対する助言等(第15条第2項)	—		
	2 保険医療機関等に関すること。			
(1) 診療録等の提示命令等(第61条第1項)			—	
(2) 診療等の内容に関する報告命令等(第61条第2項)			—	
(3) 当該職員の証明書の交付(第61条第3項、第72条第2項、第81条第2項)			—	
(4) 指導(第66条第1項、第80条)			—	
(5) 後期高齢者医療広域連合(以下この部において「広域連合」という。)と保険医療機関等の契約の認可(第70条第2項)			—	
(6) 報告の徴収及び検査等(第72条第1項、第81条第1項)			—	
3 後期高齢者医療診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療審査会に関すること。				

(1) 後期高齢者医療診療報酬 審査委員会委員の委嘱（第 127条、国民健康保険法第 88条第2項）	—		
(2) 開設者等の出頭等の要請 の承認（第127条、国民健 康保険法第89条第1項）			—
(3) 後期高齢者医療審査会委 員の任免（第130条、国民 健康保険法第93条第1項）	—		
4 広域連合等に関すること。			
(1) 指定法人に対する助言、 情報の提供等（第132条）			—
(2) 広域連合又は市町に対す る助言等（第133条第1 項）			—
(3) 政令で定める場合の広域 連合との協議（第133条第 2項）			—
(4) 報告の徴収及び実地検査 （第134条第1項、第2 項、第152条第1項）			—
(5) 当該職員の証明書の交付 （第134条第3項、第152条 第2項）			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
医療対策課	1～23 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
医療対策課	1～23 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療健康保険法の施行に関する事務	1 国民健康保険組合等の管理 に関すること。				
		(1) 国民健康保険組合（以下 この部において「組合」と いう。）及び国民健康保険 団体連合会（以下この部 において「連合会」とい う。）の設立及び解散の認	—		

	可（第17条第1項、第32条第2項、第84条第1項、第86条）			
	(2) 市町等の意見聴取（第17条第3項、第4項、第27条第3項）			—
	(3) 組合及び連合会の仮理事及び特別代理人の選任（第24条の4、第24条の5、第86条）	—		
	(4) 組合及び連合会の議決事項の認可及び届出の受理（第27条第2項、第4項、第86条）			—
	(5) 組合及び連合会の清算人及び解散の届出の受理（第32条の7、第86条）			—
	(6) 組合及び連合会の清算結了の届出の受理（第32条の12、第86条）			—
	(7) 組合等に関する監督（第108条）	—		
	(8) 必要な措置の勧告（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下この部において「算定政令」という。）第5条第10項、第11項）	—		
	2 保険者等の指導監督等に関すること。			
	(1) 保険者又は連合会に対する指導監督（第4条第5項、第106条第1項）			—
	(2) 国の負担金等の進達及び通知（第69条、第72条の4第2項、第73条第1項、第74条）			—
	(3) 必要な措置の勧告（算定政令第3条第2項）	—		
	3 保険医療機関等に関すること。			
	(1) 保険者と保険医療機関又は保険薬局との割引契約に対する認可（第45条第3項）			—
	(2) 指導（第41条第1項、第54条の2の2）			—
	(3) 報告の命令等（第45条の2第1項、第5項、第54条の2の3第1項、第3項）			—

4 国民健康保険給付費等 交付金に関すること。				
(1) 情報の提供の要求(第75 条の3)			—	
(2) 再審査の要求(第75条の 4第1項)			—	
(3) 再審査の結果の報告の受 理(第75条の4第2項)				—
(4) 勧告(第75条の5第1 項)		—		
(5) 市町の意見聴取(第75条 の5第2項)		—		
5 国民健康保険運営方針に関 すること。				
(1) 策定及び変更(第82条の 2第1項、第7項)	—			
(2) 市町の意見聴取(第82条 の2第6項)		—		
(3) 連合会等に対する協力の 要請(第82条の2第9項)				—
(4) 標準保険料率の算定(第 82条の3)		—		
6 国民健康保険診療報酬審査 委員会及び国民健康保険審査 会の委員に関すること。				
(1) 国民健康保険診療報酬審 査委員会委員の委嘱(第88 条第2項)		—		
(2) 診療担当者の出頭等の承 認(第89条第1項)				—
(3) 国民健康保険審査会委員 の任免(第93条第1項)		—		
7 診療録の提示命令等(第 114条)				—
8 国民健康保険事業費納付金 の算定に係る係数等の決定 (算定政令第9条第3項、第 5項、第8項、第9項、第10 条第3項、第6項、第7項、 第11条第3項、第6項、第7 項)		—		
9 財政安定化基金貸付金の償 還期限の延長(算定政令第14 条第5項)	—			
10 他保険との財政調整に関す ること。				
(1) 納付(高齢者の医療の確 保に関する法律第36条第2 項、第118条第2項、附則			—	

	第7条第2項、介護保険法第150条第2項)				
	(2) 交付(高齢者の医療の確保に関する法律第32条第1項、附則第6条、第7条)			—	
2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務	1 県医療費適正化計画に関すること。				
	(1) 策定(第9条第1項、第8項)	—			
	(2) 市町等との協議(第9条第7項)		—		
	(3) 保険者等に対する協力の要請(第9条第9項、第10項)				—
	(4) 計画の実績に関する評価(第12条第1項、第2項)		—		
	(5) 診療報酬に係る意見の提出(第13条第1項)	—			
	(6) 診療報酬に係る厚生労働大臣との協議(第14条第2項)	—			
	(7) 保険者等に対する資料の提出に関する協力の要請(第15条第1項)				—
	(8) 保険者等に対する助言等(第15条第2項)		—		
	2 保険医療機関等に関すること。				
	(1) 診療録等の提示命令等(第61条第1項)				—
	(2) 診療等の内容に関する報告命令等(第61条第2項)				—
	(3) 指導(第66条第1項、第80条)				—
	(4) 後期高齢者医療広域連合(以下この部において「広域連合」という。)と保険医療機関等の契約の認可(第70条第2項)				—
	(5) 報告の命令等(第72条第1項、第3項、第81条第1項、第3項)				—
	3 後期高齢者医療診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療審査会に関すること。				
	(1) 後期高齢者医療診療報酬審査委員会委員の委嘱(第127条、国民健康保険法第88条第2項)		—		

(2) 開設者等の出頭等の要請の承認（第127条、国民健康保険法第89条第1項）					—
(3) 後期高齢者医療審査会委員の任免（第130条、国民健康保険法第93条第1項）			—		
4 広域連合等に関すること。					
(1) 指定法人に対する助言、情報の提供等（第132条）					—
(2) 広域連合又は市町に対する助言等（第133条第1項）					—
(3) 政令で定める場合の広域連合との協議（第133条第2項）					—
(4) 報告の徴収及び実地検査（第134条第1項、第2項、第152条第1項）					—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
長寿介護課	1 省略						
	2 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略					
		2 有料老人ホームに関すること。					
		(1) 公表（第29条第10項）					—
		(2) 公示（第29条第15項）					—
	3～5 省略						
3～6 省略							
7 愛媛県在宅介護研修センター管理条例の施行に関する事務	1 研修の内容等の承認（第6条）					—	
	8～26 省略						

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
長寿介護課	1 省略						
	2 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略					
		2 有料老人ホームに対する改善命令に係る公示（第29条第12項）					—
		3～5 省略					
3～6 省略							
7 愛媛県在宅介護研修センター管理条例の施行に関する事務	1 研修の内容等の承認（第6条）					—	
	8～26 省略						

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
産 業 政 策 課	1～4 省略				
	5 地域 経済牽 引事業 の促進 による 地域の 成長発 展の基 盤強化 に関す る法律 の施行 に関す る事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	1 基本計画に関すること。			
		(1) 作成及び協議(第4条第 1項)	—		
		(2) 公表(第4条第8項、第 5条第3項)			—
		(3) 変更及び協議(第5条第 1項)	—		
		(4) 軽微な変更の届出(第5 条第2項)			—
		2 地域経済牽引事業促進協議 会に関すること。			
		(1) 設置(第7条第1項、第 3項)	—		
		(2) 構成員参加の申出の受理 (第7条第4項)			—
		3 土地利用調整計画の同意及 び変更の同意(第11条第1 項、第12条第1項)		—	
		4 地域経済牽引事業計画に関 すること。			
		(1) 承認及び変更の承認(第 13条第1項、第6項、第14 条第1項、第3項)		—	
		(2) 主務大臣の承認の協議に 対する同意(第13条第8 項、第14条第3項)		—	
	(3) 承認の取消し(第14条第 2項)		—		
5 事業環境の整備に係る措置 の提案の処理(第15条)		—			
6 商標権の譲受けの承認(第 22条第3項、第5項)		—			
7 承認地域経済牽引事業者に 対する指導及び助言(第35 条)			—		
8 承認地域経済牽引事業の実 施状況の報告の徴収(第36条 第1項)			—		
6 省略					
7 省略					
8 省略					
9 省略					

  

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
産 業 政 策 課	1～4 省略				

10 省略					
組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
企業立地課					
	1 省略				
2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する事務（成長ものづくり分野に係るものに限る。）	1 基本計画に関すること。				
	(1) 作成及び協議（第4条第1項）				
	(2) 公表（第4条第8項、第5条第3項）				
	(3) 変更及び協議（第5条第1項）				
	(4) 軽微な変更の届出（第5条第2項）				
	2 地域経済牽引事業促進協議会に関すること。				
(1) 設置（第7条第1項、第3項）					
(2) 省略					
3 土地利用調整計画の同意及び変更の同意（第11条第1項、第12条第1項）					
4 地域経済牽引事業計画に関すること。					
(1) 承認及び変更の承認（第13条第1項、第6項、第14条第1項、第3項）					

9 省略					
組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
企業立地課	1 工場立地の施行に関する事務	1 工場新增設等の届出の受理（第6条から第8条まで、第12条、第13条、附則第3条）			
		2 勧告、変更命令及び期間の短縮（第9条から第11条まで）			
		3 工業適地調査及び工場立地動向調査の受託並びにこれらの調査の実施（第2条）			
	2 省略				
	3 工業再配置促進法の施行に関する事務	1 工場移転認定に関する意見書の作成（第5条）			
4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に関する事務	1 基本計画に関すること。				
	(1) 作成及び協議（第5条第1項）				
	(2) 公表（第5条第7項、第6条第3項）				
	(3) 変更及び協議（第6条第1項）				
	(4) 軽微な変更の届出（第6条第2項）				
	2 地域産業活性化協議会に関すること。				
(1) 設置（第7条第1項）					
(2) 設置の公表（第7条第3項）					
(3) 省略					
3 企業立地計画の承認及び変更の承認並びに通知（第14条第1項、第4項、第15条第1項、第3項）					



	(2) <u>主務大臣の承認の協議に対する同意（第13条第8項、第14条第3項）</u>				—
	(3) <u>承認の取消し（第14条第2項）</u>				—
	5 <u>事業環境の整備に係る措置の提案の処理（第15条）</u>				
	6 <u>商標権の譲受けの承認（第22条第3項、第5項）</u>				
	7 <u>承認地域経済牽引事業者</u> に対する指導及び助言（ <u>第35条</u> ）				
	8 <u>承認地域経済牽引事業</u> の実施状況の報告の徴収（ <u>第36条第1項</u> ）				
3	省略				

	4 <u>企業立地計画の承認の取消し（第15条第2項）</u>				
	5 <u>事業高度化計画の承認及び変更の承認並びに通知（第16条第1項、第4項、第17条第1項、第3項）</u>				
	6 <u>事業高度化計画の承認の取消し（第17条第2項）</u>				—
	7 <u>承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対する指導及び助言（第22条）</u>				
	8 <u>承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の実施状況の報告の徴収（第23条）</u>				
5	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～7 省略					
	8 下請中小企業振興法の施行に関する事務	1 下請中小企業振興に関する指導（第15条）				
	9～24 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～7 省略					
	8 下請中小企業振興法の施行に関する事務	1 下請中小企業振興に関する指導（第11条）				
	9～24 省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農業経済課	1 省略					
	2 農業保険法の施行に関する事務	1 農業共済組合の設立、解散の議決及び合併の認可（ <u>第30条第1項、第32条第1項、第65条第2項、第67条第2項</u> ）				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農業経済課	1 省略					
	2 農業災害補償法の施行に関する事務	1 <u>組合への当然加入基準の設定（第16条）</u> 2 <u>農業共済組合の設立、解散の議決及び合併の認可（第24条、第25条、第46条、第48条）</u>		—		

2 模範定款例の設定（第35条第4項）				
3 模範事業規程例の設定（第36条第4項）				—
4 仮理事の選任（第45条）		—		
5 農業共済組合の定款等の変更の認可（第32条第1項、第58条第2項、第3項）				
6 定款等の変更の届出の受理（第58条第4項）				
7 農業共済組合又は受託者からの業務及び会計に関する報告の徴収（第208条）				
8 農業共済組合又は受託者の業務及び会計の検査（第209条第1項から第3項まで）			—	
9 農業共済組合に対する監督上必要な措置命令（第210条）				

3 模範定款例の設定（第30条）				
4 農業共済組合の定款の変更の認可（第43条）				
5 農業共済組合の事務費の賦課の承認（第87条、農業災害補償法施行令第2条の4）				—
6 農業共済組合の共済掛金等の滞納処分の認可（第87条の2）				
7 共済関係が存しない場合の認定（第104条の3）				—
8 農作物共済に係る共済関係の除外の認定（第104条の3）				—
9 危険段階基準共済掛金率等の設定の認可（第107条、第115条、第120条の7、第120条の15、第120条の23）				—
10 畑作物共済の危険階級指数の設定（第120条の15）				—
11 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の単位当たり収穫量の設定（第109条、第120条の6、第120条の14、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け農林省農林経済局長通知）第2章第2節第1、果樹共済引受要綱（昭和56年4月23日付け農林水産省経済局長通知）第2章第2節第1、畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け農林水産省経済局長通知）第2章第3節第3）				—
12 農業共済組合の業務及び会計の検査（第142条の2から第142条の4まで）				—
13 農業共済組合からの業務及び会計に関する報告の徴収（第142条の2）				
14 農業共済組合に対する監督上必要な措置命令（第142条の5、第142条の6）				



	(6) 県営土地改良事業計画の概要の公告等(第87条の2第3項、第6項、第8項、第9項、第87条の3第2項、第6項、第87条の4第2項、第88条第1項、第2項、第4項、第7項、第12項、第14項、第16項、第18項、第19項)								
	3～7 省略								
2～9 省略									

	3～7 省略								
2～9 省略									

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分						
			知事	専決者					
				部長	局長	課長			
農産園芸課	1～7 省略								
	8 省略								
	9 省略								
	10 省略								
	11 省略								
	12 省略								
	13 日本農林規格等に関する法律の施行に関する事務	1 品質表示基準に関する指示(第61条第1項、第62条____)							
		2 品質表示基準に関する措置命令(第61条第3項、第62条____)							
		3 報告の徴収及び立入検査(第65条第4項)							
		4 申出の受付及び調査(第70条____)							
		5 消費者庁長官又は農林水産大臣への報告(日本農林規格等に関する法律施行令第19条第3項から第5項まで、第8項)							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分					
			知事	専決者				
				部長	局長	課長		
農産園芸課	1～7 省略							
	8 主要農作物種子法の施行に関する事務	1 主要農作物種子生産は場の指定(第3条)						
	9 省略							
	10 主要食糧の需給に関する事務	1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定						
	11 省略							
	12 省略							
	13 省略							
	14 省略							
	15 農林物資の規格化等に関する法律の施行に関する事務	1 品質表示基準に関する指示(第19条の14第1項、第19条の14の2)						
		2 品質表示基準に関する措置命令(第19条の14第3項、第19条の14の2)						
		3 報告の徴収及び立入検査(第20条第3項)						
		4 申出の受付及び調査(第21条の2)						
		5 消費者庁長官又は農林水産大臣への報告(農林物資の規格化等に関する法律施行令第12条第3項から第5項まで、第8項)						

14 省略				
15 省略				
16 省略				

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
港湾 海岸 課	1 港湾法の施行に関する事務	1 省略			
		2 港湾区域に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 同意に係る協議（第4条第5項、第9条第2項）			—
		(3) 省略			
		(4) 変更の要求（第9条第3項）	—		
		3 省略			
		4 行為を禁止する区域の指定等（第37条の11第1項、第2項、第56条の2）	○		
		5～8 省略			
		9 港湾協力団体に関すること。			
		(1) 指定（第41条の2第1項、第2項）	—		
		(2) 措置命令（第41条の4第2項）	—		
		(3) 指定の取消し（第41条の4第3項、第4項）	—		
		10 省略			
		11 特定港湾情報提供施設協定に関すること。			
		(1) 締結及び変更（第45条の4第1項、第45条の5第3項、第4項）	—		
		(2) 公告及び縦覧（第45条の5第1項、第4項）			—
(3) 意見書の処理（第45条の5第2項、第4項）	—				
12 収支報告の公表等（第49条第1項）					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
2 省略					

16 省略				
17 省略				
18 省略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
港湾 海岸 課	1 港湾法の施行に関する事務	1 省略			
		2 港湾区域に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
		3 省略			
		4 行為を禁止する区域の指定等（第37条の3第1項、第2項、第56条の2）	○		
		5～8 省略			
		9 省略			
		10 収支報告の公表等（第49条_____）			
		11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		2 省略			

3 海岸法の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1～5 省略				
	6 操作規則に関すること。				
	(1) 制定及び変更(第14条の2第1項)	—			
	(2) 市町の意見聴取(第14条の2第3項、第4項)				—
	7 海岸協力団体に関すること。				
	(1) 指定(第23条の3第1項、第2項)	—			
	(2) 措置命令(第23条の5第2項)	—			
	(3) 指定の取消し(第23条の5第3項、第4項)	—			
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
11 省略					
4～6 省略					

3 海岸法の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1～5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
9 省略					
4～6 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
都市整備課	1 都市公園法の施行に関する事務	1 省略				
		2 公募設置等指針の策定及び変更(第5条の2第1項、第7項)	—			
		3 学識経験者の意見聴取(第5条の2第6項、第5条の4第4項)	—			
		4 設置等予定者の選定及び公募設置等計画の認定(第5条の3第1項、第5条の4第5項、第5条の5第2項)	—			
		5 公募設置等計画の変更認定(第5条の5第2項、第5条の6第1項、第3項)	—			
		6 認定計画提出者の地位の承継の承認(第5条の8)	—			
		7 協議会の設置(第17条の2第1項)	—			
2～5 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
都市整備課	1 都市公園法の施行に関する事務	1 省略				
2～5 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
建 築 住 宅 課	1 建築 基準法 の施行 に関する 事務	1 建築主事及び建築審査会に 関すること。				建 築 住 宅 課	1 建築 基準法 の施行 に関する 事務	1 建築主事及び建築審査会に 関すること。			
		(1) 市町に建築主事を置く場 合の協議（第4条第3項）						(1) 市町に建築主事を置く場 合の協議（第4条_____）			
		(2) 建築審査会に対する諮問 に係る措置（第3条第1項 第3号、第4号、第12条第 2項、第4項、第42条第6 項、第43条第1項、第44条 第1項第2号、第2項、第 46条第1項、第47条、第48 条第15項、第52条第15項、 第53条第7項、第53条の2 第4項、第55条第4項、第 56条の2第1項、第57条の 4第2項、第59条第5項、 第59条の2第2項、第60条 の2第7項、第67条の3第 10項、第68条第6項、第68 条の3第5項、第68条の5 の3第3項、第68条の7第 2項、第6項、第86条第5 項、第86条の2第5項）						(2) 建築審査会に対する諮問 に係る措置（第3条第1項 第3号、第4号、第12条第 2項、第4項、第42条第6 項、第43条第1項、第44条 第1項第2号、第2項、第 46条第1項、第47条、第48 条第14項、第52条第15項、 第53条第7項、第53条の2 第4項、第55条第4項、第 56条の2第1項、第57条の 4第2項、第59条第5項、 第59条の2第2項、第60条 の2第7項、第67条の3第 10項、第68条第6項、第68 条の3第5項、第68条の5 の3第3項、第68条の7第 2項、第6項、第86条第5 項、第86条の2第5項）			
		2 違反建築物の措置等に関する こと。						2 違反建築物の措置等に関する こと。			
		(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略			
		(3) 公益上著しく支障がある 建築物に対する措置（第11 条第1項）						(3) 公益上著しく支障がある 建築物に対する措置（第11 条_____）			
		(4)～(6) 省略						(4)～(6) 省略			
		3 建築物の敷地、構造及び建 築設備に関すること。						3 建築物の敷地、構造及び建 築設備に関すること。			
		(1)～(18) 省略						(1)～(18) 省略			
		(19) 第1種低層住居専用 地域、第2種低層住居専用 地域及び田園住居地域にお ける建築物の高さの制限の緩 和認定及び許可（第55条第 2項、第3項）						(19) 第1種低層住居専用 地域及び第2種低層住居専用 地域_____にお ける建築物の高さの制限の緩 和認定及び許可（第55条第 2項、第3項）			
		(20)～(22) 省略						(20)～(22) 省略			
		(23) 特例容積率適用地区にお ける建築物の高さの制限許 可（第57条の4第1項た だし書）						(23) 特例容積率適用地区にお ける建築物の高さの制限許 可（第57条の4第1項 _____）			
(24) 高度利用地区における制 限許可（第59条第1項第3 号、第4項）				(24) 高度利用地区における制 限許可（第59条 _____）							

	(25)～(39) 省略				
	4～6 省略				
2～21 省略					

	(25)～(39) 省略				
	4～6 省略				
2～21 省略					

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属するえひめ国体推進局関係事務に係る

特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				局 長	総 務 担 当 次 長
国 体 総 務 企 画 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に関す る事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	1 <sup>えがせ</sup> 愛顔つなくえひめ国体・え ひめ大会実行委員会に関する こと。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—
		2 第72回国民体育大会の開催 準備の企画及び総合調整に関 すること。			—
		3 第72回国民体育大会の関係 機関等との連絡調整に関する こと。			—
	4 第72回国民体育大会の広報 及び県民運動に関すること。			—	
	5 その他第72回国民体育大会 の開催準備に関すること。			—	
	2 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 関する 事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	1 第17回全国障害者スポー ツ大会の広報及び県民運動に関 すること。			—



組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
行幸啓室	1 行幸啓、行啓及びお成りに関する事務	1 行幸啓、行啓及びお成りに関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
障がい者スポーツ大会課	1 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 <sup>えひめ</sup> 愛媛つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会推進委員会に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—
		2 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。			—
		3 第17回全国障害者スポーツ大会の関係機関等との連絡調整に関すること。			—
		4 その他第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	運営・式典担当次長

国 体 運 営 ・ 施 設 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に関す る事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	1 <sup>えがさ</sup> 愛顔つなくえひめ国体・え ひめ大会実行委員会の施設専 門委員会、宿泊・衛生専門委 員会、輸送・交通専門委員会 及び警備・消防専門委員会に 関すること。					
		(1) 特に重要なもの	—				
		(2) 重要なもの		—			
		(3) 軽易なもの				—	
	2 第72回国民体育大会の競技 施設に関すること。 )	2 第72回国民体育大会の競技 施設に関すること。					—
		3 第72回国民体育大会の宿泊 及び衛生に関すること。					—
		4 第72回国民体育大会の輸送 及び交通に関すること。					—
		2 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 関する 事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	1 第17回全国障害者スポーツ 大会の競技施設に関すること。				
	2 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 関する 事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	2 第17回全国障害者スポーツ 大会の宿泊及び衛生に関する こと。					—
		3 第17回全国障害者スポーツ 大会の輸送及び交通に関する こと。					—

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				局 長	運 営 ・ 式 典 担 当 次 長
国 体 競 技 式 典 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に関す る事務	1 <sup>えがさ</sup> 愛顔つなくえひめ国体・え ひめ大会実行委員会の式典専 門委員会、県外開催競技会運 営委員会及び競技専門委員会 に関すること。  (1) 特に重要なもの  (2) 重要なもの	—	—	

(他の 主管に 属する ものを 除く。 )	(3) 軽易なもの				—
	2 第72回国民体育大会の式典 に関すること。				—
	3 第72回国民体育大会の競技 運営に関すること。				—
2 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 関する 事 務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	1 第17回全国障害者スポーツ 大会の式典に関すること。				—

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				出 納 局 長	課 長
国 体 競 技 力 向 上 対 策 課	1 競技 力向上 対策に 関する 事 務 (他の 主管に 属する ものを 除く。 )	1 国民体育大会への選手団の 派遣に関すること。	—		
		2 競技スポーツに関するこ と。			—
		3 ジュニアスポーツに関する こと。			—

別表第10(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				出 納 局 長	課 長

別表第10(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				出 納 局 長	課 長

出納局	1・2 省略					
	3 地方自治法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 措置の内容の公表(第233条第7項)			—	
		4 省略				
		5 省略				
4～6 省略						

出納局	1・2 省略					
	3 地方自治法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 省略				
		4 省略				
4～6 省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁中一般  
地方局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p><u>(21) 削除</u></p> <p>(21)の2～(23) 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8)の2 省略</p> <p><u>(8)の3 生涯学習の推進に関すること。</u></p> <p><u>(8)の4 省略</u></p> <p>(9)～(18) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>(健康福祉環境部各課室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 企画課においては、前項に規定する事務のほか、部内各課の予算の経理その他の会計事務 _____、部内各課室の行政事務の総合調整及び連絡調整に関する事務並びに公印の管理に関する事務(他の主管に属するものを除く。)を分掌する。</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 削除</u></p> <p>(9) 地産地消の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)</p> <p>(10)～(25) 省略</p>	<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p><u>(21) 局内各課室の物品の取得、管理及び処分に関すること(支局内各課室に属するものを除く。)</u></p> <p>(21)の2～(23) 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8)の2 省略</p> <p><u>(8)の3 省略</u></p> <p>(9)～(18) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>(健康福祉環境部各課室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 企画課においては、前項に規定する事務のほか、部内各課の予算の経理その他の会計事務(物品の取得、管理及び処分に関する事務を除く。第5条第1項第4号において同じ。)、部内各課室の行政事務の総合調整及び連絡調整に関する事務並びに公印の管理に関する事務(他の主管に属するものを除く。)を分掌する。</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 農林水産物等の販売促進に関すること。</u></p> <p>(9) 地産地消の推進に関すること _____</p> <p>(10)～(25) 省略</p>

2 省略

3 地域農業育成室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 環境保全型農業の推進及び技術指導に関すること。

(4)~(7) 省略

(8) 農業の産地育成に係る専門技術分野における普及指導計画の策定及び推進に関すること。

(9) 産地育成に係る専門技術分野における普及指導に関すること。

(10) 農業の産地育成に係る専門技術分野における農業経営の改善に関する情報の収集及び提供に関すること。

(11) 特産地の育成及び新技術の普及指導に関すること。

(12) ほ場の管理及び運営に関すること（東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。）。

(13) 生産物の処理に関すること（東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。）。

4 産地戦略推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 戦略的に生産、流通及び販売を行う農産物等に係る普及指導計画の策定及び推進並びに普及指導に関すること。

(2) 農産物等の販売促進に関すること。

(3) 産地地消の推進に関すること（農産物等の販売戦略に係るものに限る。）。

5～10 省略

11 第3項の規定にかかわらず、支局の地域農業育成室においては、第1項第1号、第3号、第10号から第13号まで及び第3項に規定する事務を所掌する。

12・13 省略  
（建設部各課の所掌事務）

**第5条** 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

(4)~(6) 省略

2～7 省略

8 建築指導課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 県営住宅の管理に関すること。

(6)・(7) 省略

9・10 省略

（支局の所掌事務）

**第7条** 総務県民室においては、第2条第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号、第21号の4から第21号の21まで並びに第2項第2号、第4号、第8号から第8号の3まで及び第14号に掲

2 省略

3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 環境保全型農業の推進に関すること。

(4)~(7) 省略

4 産地育成室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農業の産地育成に係る専門技術分野における普及指導計画の策定及び推進に関すること。

(2) 産地育成に係る専門技術分野における普及指導に関すること。

(3) 農業の産地育成に係る専門技術分野における農業経営の改善に関する情報の収集及び提供に関すること。

(4) 環境保全型農業の技術指導に関すること。

(5) 特産地の育成及び新技術の普及指導に関すること。

(6) ほ場の管理及び運営に関すること（東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。）。

(7) 生産物の処理に関すること（東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。）。

5～10 省略

11 第3項の規定にかかわらず、支局の地域農業室においては、第1項第1号、第3号、第10号から第13号まで及び第3項に規定する事務を所掌する。

12・13 省略  
（建設部各課の所掌事務）

**第5条** 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

(3)の2 県営住宅の管理に関すること。

(4)~(6) 省略

2～7 省略

8 建築指導課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 削除

(6)・(7) 省略

9・10 省略

11 第1項の規定にかかわらず、中予地方局管理課においては、同項第3号の2に掲げる事務を所掌しないものとする。

12 第8項に定めるもののほか、中予地方局建築指導課においては、第1項第3号の2に掲げる事務を所掌する。

（支局の所掌事務）

**第7条** 総務県民室においては、第2条第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号、第21号の4から第21号の21まで並びに第2項第2号、第4号、第8号から第8号の3まで及び第14号に掲

げる事務並びに次に掲げる事務を所掌する。

(1) 省略

(2) 削除

(3)～(7) 省略

2 省略

(土木事務所各課の所掌事務)

**第8条** 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(8)の2 省略

(9) 第5条第8項(第5号を除く。)に規定する建築指導課の事務に関する事(南予地方局八幡浜土木事務所に限る。)

(10)・(11) 省略

用地管理課

(1)～(9) 省略

(9)の2 第5条第8項(第5号を除く。)に規定する建築指導課の事務に関する事(東予地方局四国中央土木事務所に限る。)

(9)の3・(10) 省略

省略

2 省略

(職務)

**第12条** 省略

2～9 省略

**10** 農業普及振興監は、上司の命を受け、地方局管内の農業普及施策を調整し、総合的に推進する。

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

(地方局長に対する事務の委任)

**第13条** 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(68)の7 省略

(68)の8 土壤汚染対策法第54条第7項の規定に基づく身分を示す

げる事務並びに次に掲げる事務を所掌する。

(1) 省略

(2) 支局内各課室の物品の取得、管理及び処分に関する事。

(3)～(7) 省略

2 省略

(土木事務所各課の所掌事務)

**第8条** 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(8)の2 省略

(9) 第5条第8項 \_\_\_\_\_ に規定する建築指導課の事務に関する事(南予地方局八幡浜土木事務所に限る。)

(10)・(11) 省略

用地管理課

(1)～(9) 省略

(9)の2 第5条第8項 \_\_\_\_\_ に規定する建築指導課の事務に関する事(東予地方局四国中央土木事務所に限る。)

(9)の3・(10) 省略

省略

2 省略

(職務)

**第12条** 省略

2～9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

(地方局長に対する事務の委任)

**第13条** 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(68)の7 省略

(68)の8 土壤汚染対策法第54条第6項の規定に基づく身分を示す

証明書の交付に関すること。

(68)の8の2～(111) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～セ 省略

ソ 知事の承認を得た認定農業者経営発展支援事業費補助金  
タ・チ 省略

ツ 知事の承認を得た加工用野菜生産流通体制整備事業費補助金

テ 省略

(33)～(55) 省略

(55)の2 土地改良法第87条の3第7項並びに第88条第6項及び第18項において準用する同法第5条第6項の規定に基づく国有地等の編入承認申請に関すること。

(55)の3～(55)の6 省略

(55)の7 土地改良法第48条第9項及び第84条において準用する同法第9条第1項の規定に基づく異議の申出の処理に関すること。

(55)の8～(55)の12 省略

(55)の13 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく災害又は突発事故被害のための応急工事計画の認可に関すること。

(55)の14・(55)の15 省略

(55)の16 土地改良法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町が定めた土地改良事業計画、緊急耐震工事計画又は応急工事計画の報告の受理に関すること。

(55)の17 土地改良法第113条の3第1項の規定に基づく土地改良事業の工事の完了の届出の処理に関すること。

(55)の18 土地改良法第113条の4の規定に基づく管轄登記所への届出に関すること。

(56)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(11)の2 省略

(11)の2の2 港湾法第41条の2第1項の規定に基づく港湾協力団体の指定の申請の受理に関すること。

(11)の2の3 港湾法第41条の2第3項の規定に基づく港湾協力団体の名称等の変更の届出の受理に関すること。

(11)の2の4 港湾法第41条の4第1項の規定に基づく港湾協力団体からの報告の徴収に関すること。

(11)の2の5 港湾法第41条の5の規定に基づく港湾協力団体に対する情報の提供等に関すること。

(11)の2の6 港湾法第41条の6の規定に基づく港湾協力団体との協議に関すること。

証明書の交付に関すること。

(68)の8の2～(111) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～セ 省略

ソ 知事の承認を得た認定農業者経営改善支援事業費補助金  
タ・チ 省略

ツ 知事の承認を得た効率的野菜生産流通改革モデル事業費補助金

テ 省略

(33)～(55) 省略

(55)の2 土地改良法第87条の3第6項

\_\_\_\_\_において準用する同法第5条第6項の規定に基づく国有地等の編入承認申請に関すること。

(55)の3～(55)の6 省略

(55)の7 土地改良法第48条第9項及び第84条において準用する同法第9条第1項の規定に基づく異議の申出の受理に関すること。

(55)の8～(55)の12 省略

(55)の13 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく災害\_\_\_\_\_のための応急工事計画の認可に関すること。

(55)の14・(55)の15 省略

(55)の16 土地改良法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町が定めた土地改良事業計画\_\_\_\_\_又は応急工事計画の報告の受理に関すること。

(55)の17 土地改良法第113条の2第1項の規定に基づく土地改良事業の工事の完了の届出の処理に関すること。

(55)の18 土地改良法第113条の3の規定に基づく管轄登記所への届出に関すること。

(56)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(11)の2 省略

(11)の2の7 港湾法第55条の2第1項の規定に基づく他人の土地への立入りに関すること。

(11)の2の8 港湾法第55条の3第1項の規定に基づく非常災害時における土地の一時使用等に関すること。

(11)の2の9 港湾法第56条第1項の規定に基づく港湾区域の定めのない港湾の占用等の許可に関すること。

(11)の3・(12) 省略

(12)の2 港湾法第56条の5第1項及び第3項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(12)の3 省略

(13)～(18) 省略

(18)の2 海岸法第12条の2第2項(同法第23条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく損失補償の協議に関すること。

(19)～(19)の3 省略

(19)の3の2 海岸法第23条第1項の規定に基づく災害時における緊急措置に関すること。

(19)の3の3 海岸法第23条の3第1項の規定に基づく海岸協力団体の指定の申請の受理に関すること。

(19)の3の4 海岸法第23条の3第3項の規定に基づく海岸協力団体の名称等の変更の届出の受理に関すること。

(19)の3の5 海岸法第23条の5第1項の規定に基づく海岸協力団体からの報告の徴収に関すること。

(19)の3の6 海岸法第23条の6の規定に基づく海岸協力団体に対する情報の提供等に関すること。

(19)の3の7 海岸法第23条の7の規定に基づく海岸協力団体との協議に関すること。

(19)の4～(76) 省略

(77) 一般土木工事の実施に必要な用地の取得及び補償(漁業補償を含む。)に関すること(登記囑託、用地の取得及び補償の決定並びに寄附の受入れに関するものを除く。)

6 省略  
(地方局長の専決事項)

**第14条 省略**

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の10 省略

(9)の11 主要農作物種子の生産に係る ほ場審査及び生産物審査並びにほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること(中予地方局に限る。)

(9)の12～(52) 省略

6 省略

7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 急傾斜地崩壊対策工事の実施に必要な1件の評価額が3,000万円未満の用地の寄附の受入れに関すること。

8 地方局長は、前項第3号、第9号の9及び第9号の11から第11号までに規定する事項を専決処理したときは、その都度知事に報告しなければならない。

9 省略  
(支局長の専決事項)

(11)の3・(12) 省略

(12)の2 省略

(13)～(18) 省略

(19)～(19)の3 省略

(19)の4～(76) 省略

6 省略  
(地方局長の専決事項)

**第14条 省略**

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の10 省略

(9)の11 主要農作物種子法第4条及び第5条の規定に基づくほ場審査及び生産物審査並びにほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること(中予地方局に限る。)

(9)の12～(52) 省略

6 省略

7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

8 地方局長は、前項第3号、第9号の9及び第9号の11から第10号までに規定する事項を専決処理したときは、その都度知事に報告しなければならない。

9 省略  
(支局長の専決事項)



**第15条** 次項及び第3項に定めるもののほか、支局長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 不用物品の処分に関すること（予定価格が1件10万円以上のものに限る。）。

2 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 削除

(10) 省略

3 省略

（土木事務所長等の専決事項）

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の5 省略

(12)の6 港湾法第38条の2の規定に基づく臨港地区内の行為の届出の処理に関すること。

(12)の6の2 港湾法第41条の2第1項の規定に基づく港湾協力団体の指定の申請の受理に関すること。

(12)の6の3 港湾法第41条の2第3項の規定に基づく港湾協力団体の名称等の変更の届出の受理に関すること。

(12)の6の4 港湾法第41条の4第1項の規定に基づく港湾協力団体からの報告の徴収に関すること。

(12)の6の5 港湾法第41条の5の規定に基づく港湾協力団体に対する情報の提供等に関すること。

(12)の6の6 港湾法第41条の6の規定に基づく港湾協力団体との協議に関すること。

(12)の6の7 港湾法第55条の2第1項の規定に基づく他人の土地への立入りに関すること。

(12)の6の8 港湾法第55条の3第1項の規定に基づく非常災害時における土地の一時使用等に関すること。

(12)の6の9 港湾法第56条第1項の規定に基づく港湾区域の定めのない港湾の占用等の許可に関すること。

(12)の7・(12)の8 省略

(12)の8の2 港湾法第56条の5第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(12)の9～(12)の20 省略

(12)の20の2 海岸法第12条の2第2項（同法第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく損失補償の協議に関すること。

(12)の21～(12)の23 省略

(12)の23の2 海岸法第23条第1項の規定に基づく災害時における緊急措置に関すること。

(12)の23の3 海岸法第23条の3第1項の規定に基づく海岸協力団体の指定の申請の受理に関すること。

(12)の23の4 海岸法第23条の3第3項の規定に基づく海岸協力団体の名称等の変更の届出の受理に関すること。

(12)の23の5 海岸法第23条の5第1項の規定に基づく海岸協力団体からの報告の徴収に関すること。

**第15条** 次項及び第3項に定めるもののほか、支局長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(5) 省略

2 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 不用物品の処分に関すること（予定価格が1件10万円以上のものに限る。）。

(10) 省略

3 省略

（土木事務所長等の専決事項）

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の5 省略

(12)の6 港湾法第38条の2の規定に基づく臨港地区内の行為の届出の受理に関すること。

(12)の7・(12)の8 省略

(12)の9～(12)の20 省略

(12)の21～(12)の23 省略

(12)の23の6 海岸法第23条の6の規定に基づく海岸協力団体に対する情報の提供等に関すること。

(12)の23の7 海岸法第23条の7の規定に基づく海岸協力団体との協議に関すること。

(12)の24～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の84まで、第13号の93の2から第13号の93の5まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の85から第13号の93まで、第13号の94から第13号の118まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

(12)の24～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の84まで、第13号の93の2から第13号の93の5まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の85から第13号の93まで、第13号の94から第13号の109まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長(税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。)、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、<u>地域農業育成室長、産地戦略推進室長</u>若しくは企画検査室長(第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長(担当事務に限る。)、納税室長、納税班長(担当事務に限る。)若しくは検査室長(以下「主幹等」という。)が、常時、局長(土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長)に代わつて特に定められた範囲の事務の</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長(税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。)、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、<u>地域農業室長、産地育成室長</u>若しくは企画検査室長(第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長(担当事務に限る。)、納税室長、納税班長(担当事務に限る。)若しくは検査室長(以下「主幹等」という。)が、常時、局長(土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長)に代わつて特に定められた範囲の事務の</p>

処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1~7 省略				
8 収入 又は支出を伴う事務	1~6 省略			
	7 不用物品の処分に関すること。			
	(1) 予定価格が1件10万円以上のもの			
	(2) 予定価格が1件10万円未満のもの			
	8 物品の寄附の受入れに関すること。			
9~11 省略				

備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで、3の部1の項から5の項まで及び7の項並びに8の部7の項(1)の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。

2 省略

3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(3) 省略

(4) 8の部3の項(3)、6の項(1)及び7の項(2)

4 防災対策室(中予地方局を除く。)、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画検査室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(4) 省略

5 商工観光室(中予地方局を除く。 )又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業育成室長」とする。

(1)~(3) 省略

(4) 8の部7の項(2)

6 省略

7 中予地方局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「産業振興課主幹」とし、支局

処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1~7 省略				
8 収入 又は支出を伴う事務	1~6 省略			
9~11 省略				

備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで並びに3の部1の項から5の項まで及び7の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。

2 省略

3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(3) 省略

(4) 8の部3の項(3)及び6の項(1)

4 防災対策室(中予地方局を除く。)、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(4) 省略

5 商工観光室(中予地方局を除く。 )又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。

(1)~(3) 省略

6 省略

7 中予地方局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「産業振興課主幹」とし、支局

地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業育成室主幹」とし、主幹を置かない課又は室（中予地方局商工観光室及び支局産地戦略推進室\_\_\_\_\_を除く。）に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1)～(5) 省略

8 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

(1)～(4) 省略

(5) 8の部3の項(2)及び7の項(1)

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	課長補佐
総務県民課	1～6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17 省略					
	18 省略					
	19 省略					

地域農業室及び支局産地育成室\_\_\_\_\_に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業室主幹\_\_\_\_\_」とし、主幹を置かない課又は室（中予地方局商工観光室、支局地域農業室及び支局産地育成室\_\_\_\_\_を除く。）に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1)～(5) 省略

8 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

(1)～(4) 省略

(5) 8の部3の項(2)\_\_\_\_\_

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	課長補佐
総務県民課	1～6 省略					
	7 物品の取得、管理及び処分に関する事務	1 不用物品の処分に関すること。 (1) 予定価格が1件10万円以上のもの (2) 予定価格が1件10万円未満のもの 2 寄附の受入れに関すること。 3 その他物品の管理に関すること。		—		
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17 省略					
	18 省略					
	19 省略					
	20 省略					

20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				

- 備考 1 東予地方局及び南予地方局においては、この表34の部から43の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「防災対策室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、9の部2の項 \_\_\_\_\_、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、12の部1の項、30の部1の項(2)、31の部1の項(2)、33の部1の項、35の部、36の部2の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、「課長補佐」とあるのは「主幹」として、同表の規定を適用する。
- 3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4) \_\_\_\_\_ に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				

- 備考 1 東予地方局及び南予地方局においては、この表35の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「防災対策室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、31の部1の項(2)、32の部1の項(2)、34の部1の項、36の部、37の部2の項並びに39の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、「課長補佐」とあるのは「主幹」として、同表の規定を適用する。
- 3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)並びに7の部1の項(1)に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1～10 省略				
	11 老人福祉法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 当該職員の証明書の交付（第18条第3項、第29条第12項）			
		6 有料老人ホームに関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 報告の受理（第29条第9項）			—
		(3) 報告の徴収及び立入検査（第29条第11項）			
	(4) 改善命令（第29条第13項）				
	(5) 事業の停止等の命令（第29条第14項、第16項）	—			
	12～31 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境保全課	1～12 省略				
	13 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（第54条第7項）			
		14～17 省略			

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～4 省略				
	5 農業金融に関する事務	1 省略			
2 農業改良資金の貸付資格の認定（農業改良金融通法第6条第1項）			○		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1～10 省略				
	11 老人福祉法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 当該職員の証明書の交付（第18条第3項、第29条第10項）			
		6 有料老人ホームに関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 報告の徴収及び立入検査（第29条第9項）			
		(3) 改善命令（第29条第11項）			
	12～31 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境保全課	1～12 省略				
	13 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（第54条第6項）			
		14～17 省略			

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～4 省略				
	5 農業金融に関する事務	1 省略			
2 農業改良資金に関すること。					

	3 ~ 7 省略			
6 ~ 9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、16の部1の項及び2の項並びに19の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業育成室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
地域農業育成室	1	省略			
	2	特定する担当地域の協同農業普及事業及び農業の産地育成に係る専門技術分野における協同農業普及事業に関すること。			

		(1) 貸付資格の認定（農業改良資金融通法第6条第1項）		—
		(2) 一時償還請求の決定（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項）		—
		(3) 支払猶予の決定（改正法附則第2条第1項、第2項）		—
	3 ~ 7 省略			
6 ~ 9 省略				
10 主要農作物種子法の施行に関する事務	1	ほ場審査及び生産物審査（第4条）		—
	2	ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付（第5条）		—
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、10の部1の項、17の部1の項及び2の項並びに20の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
地域農業室	1	特定する担当地域の協同農業普及事業			
	2	特定する担当地域の協同農業普及事業に関すること。			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
産地戦略推進室	1 生産、流通及び販売を行う農産物等に関すること。	1 普及指導計画の策定及び推進並びに普及指導に関すること。			—
		2 農産物等の販売促進に関すること。			—

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
産地育成室	1 農業の産地育成に係る専門技術分野における協同農業普及事業に関する事務	1 農業の産地育成に係る専門技術分野における協同農業普及事業に関すること。			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1～3 省略				
	4 土地改良法の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 国有地等の編入承認申請（第5条第6項、第87条の3第7項、第88条第6項、第18項）			
	4～11 省略				
	12 災害等のための応急工事計画の認可（第49条第1項、第84条）				
	13～15 省略				
	16 市町が定めた土地改良事業計画等 の報告の受理（第96条の2第6項、第96条の4第2項）				
	17 市町が定めた土地改良事業計画等 の変更及び土地改良事業の廃止の報告の受理（第96条の2第6項、第96条の3第5項、第96条の4第2項）				
	18 土地改良事業の工事の完了の届出の処理（第113条の3第1項、第2項）				
	19 管轄登記所への届出（第113条の4）				
	20～22 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1～3 省略				
	4 土地改良法の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 国有地等の編入承認申請（第5条第6項、第87条の3第6項）			
	4～11 省略				
	12 災害 ためのための応急工事計画の認可（第49条第1項、第84条）				
	13～15 省略				
	16 市町が定めた土地改良事業計画又は応急工事計画の報告の受理（第96条の2第6項、第96条の4第2項）				
	17 市町が定めた土地改良事業計画又は応急工事計画の変更及び土地改良事業の廃止の報告の受理（第96条の2第6項、第96条の3第5項、第96条の4第2項）				
	18 土地改良事業の工事の完了の届出の処理（第113条の2第1項、第2項）				
	19 管轄登記所への届出（第113条の3）				
	20～22 省略				



5 ~ 8 省略					
-------------	--	--	--	--	--

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1 ~ 8 省略				
9 港湾法の施行に関する事務	1 省略				
	2 臨港地区内における行為の届出の処理（第38条の2）				
	3 港湾協力団体に関すること。				
	(1) 指定の申請の受理（第41条の2第1項）		—		
	(2) 名称等の変更の届出の処理（第41条の2第3項、第4項）			—	
	(3) 報告の徴収（第41条の4第1項）				—
	(4) 情報の提供等（第41条の5）		—		
	(5) 協議（第41条の6）		—		
	4 他人の土地への立入り（第55条の2第1項、第2項）			—	
	5 非常災害時における土地の一時使用等（第55条の3第1項）			—	
	6 港湾区域の定めのない港湾の占用等の許可（第56条第1項）			—	
	7 省略				
	8 省略				
9 報告の徴収及び立入検査（第56条の5第1項、第3項）					
10・11 省略					
12 海岸法の施行に関する事務	1 ~ 3 省略				
	4 損失補償の協議（第12条の2第2項、第23条第4項）			—	
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 災害時における緊急措置（第23条第1項、第2項）			—	
	9 海岸協力団体に関すること。				

5 ~ 8 省略					
-------------	--	--	--	--	--

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	
管理課	1 ~ 8 省略					
9 港湾法の施行に関する事務	1 省略					
	2 臨港地区内における行為の届出の受理（第38条の2）					
	3 省略					
	4 省略					
	10・11 省略					
	12 海岸法の施行に関する事務	1 ~ 3 省略				
		4 省略				
		5 省略				
		6 省略				



					17 家賃の減額（第23条の15第1項）		—	
					18 県営住宅駐車場の使用許可（第23条の18第1項）		—	
					19 県営住宅駐車場の使用変更の許可（第23条の18第2項）		—	
					20 県営住宅駐車場の使用変更の届出書の受理（第23条の18第3項）			—
					21 県営住宅駐車場使用者の選考（第23条の19）		—	
					22 県営住宅駐車場使用料の徴収（第23条の20第2項）			—
					23 県営住宅駐車場の使用の承継の承認（第23条の21）		—	
					24 県営住宅駐車場の明渡しの届出の処理（第23条の22）			—
					25 駐車場使用料の猶予又は減免（第23条の25）		—	
					26 立入検査（第25条）		—	
					37 愛媛県営住宅管理条則の施行に関する事務	1 入居決定の通知及び入居許可証の交付（第3条、第12条の5）		—
						2 請書の受理（第6条第1項、第12条の5）		—
						3 請書の変更の届出の受理（第6条第2項、第12条の5）		—
						4 家賃の猶予又は減免の事由を証する書類の受理（第9条、第12条の5）		—
						5 滅失又は毀損の報告の受理（第10条、第12条の5）		—
						6 県営住宅の用途変更等の受理（第11条、第12条の5）		—
						7 退去届の受理（第12条、第12条の5）		—
						8 県営住宅駐車場の使用決定の通知（第12条の9）		—
						9 県営住宅駐車場の返還の届出書の受理（第12条の12）		—
						10 駐車場使用料の猶予又は減免の事由を証する書類の受理（第12条の13第2項）		—
						11 県営住宅の管理人の委嘱（第13条第1項）		—
36 省略					38 省略			

備考 中予地方局においては、この表36の部及び37の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「管理課」とあるのは、「建築指導課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
用地課	1・2 省略				
	3 急傾斜地崩壊対策工事の実施に必要な用地の寄附の受入れに関する事務	1 1件の評価額が3,000万円未満の用地の寄附の受入れに関する <u>こと。</u>	—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
用地課	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～16 省略				
	17 愛媛県営住宅管理条例の施行に関する事務	1 公募を行わない入居（第4条、第23条の16）	—		
		2 入居の許可（第6条、第23条の16）	—		
		3 入居者の選考（第7条第2項から第4項まで）	—		
		4 入居の手続（第8条、第23条の16）	—		
		5 収入の申告に対する措置（第9条の2第2項、第3項）	—		
		6 家賃又は敷金の猶予又は減免（第10条、第13条第2項、第21条第3項、第21条の3第3項、第23条の16）	—		
		7 家賃及び敷金の徴収（第12条、第13条第1項、第21条第3項、第21条の3第3項、第23条の16）		—	
		8 修繕又は費用の負担の区分の選択（第15条第2項、第23条の16）	—		
		9 県営住宅の増築等の承認（第17条第5項、第23条の16）	—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～16 省略				

	10 同居の承認（第17条第6項、第23条の16）	—					
	11 入居承継の承認（第17条第8項、第23条の16）	—					
	12 不在時の届出の受理（第18条、第23条の16）		—				
	13 収入超過者等に関する認定（第19条）	—					
	14 収入超過者に対する住宅のあつせん等（第21条の4）	—					
	15 明渡しの届出の受理及び検査（第22条第1項、第23条の16）		—				
	16 入居者の選定（第23条の13）	—					
	17 家賃の減額（第23条の15第1項）	—					
	18 県営住宅駐車場の使用許可（第23条の18第1項）	—					
	19 県営住宅駐車場の使用変更の許可（第23条の18第2項）	—					
	20 県営住宅駐車場の使用変更の届出書の受理（第23条の18第3項）		—				
	21 県営住宅駐車場使用者の選考（第23条の19）	—					
	22 県営住宅駐車場使用料の徴収（第23条の20第2項）		—				
	23 県営住宅駐車場の使用の承継の承認（第23条の21）	—					
	24 県営住宅駐車場の明渡しの届出の処理（第23条の22）		—				
	25 駐車場使用料の猶予又は減免（第23条の25）	—					
	26 立入検査（第25条）	—					
18 愛媛県営住宅管理条例の施行に関する事務	1 入居決定の通知及び入居許可証の交付（第3条、第12条の5）		—				
	2 請書の受理（第6条第1項、第12条の5）		—				
	3 請書の変更の届出の受理（第6条第2項、第12条の5）		—				
	4 家賃の猶予又は減免の事由を証する書類の受理（第9条、第12条の5）		—				
	5 滅失又は毀損の報告の受理（第10条、第12条の5）		—				
	6 県営住宅の用途変更等の受理（第11条、第12条の5）		—				

7	退去届の受理（第12条、第12条の5）			—
8	県営住宅駐車場の使用決定の通知（第12条の9）			—
9	県営住宅駐車場の返還の届出書の受理（第12条の12）			—
10	駐車場使用料の猶予又は減免の事由を証する書類の受理（第12条の13第2項）			—
11	県営住宅の管理人の委嘱（第13条第1項）		—	

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			所長	専決者		
				課長	主幹	
用地管理課	1 省略					
	2 物品の管理及び処分に関する事務	1 省略				
	3～13 省略					
	14 港湾法の施行に関する事務	1 省略				
		2 臨港地区内の行為の届出の処理（第38条の2）				
		3 港湾協力団体に関すること。				
		(1) 指定の申請の受理（第41条の2第1項）	—			
		(2) 名称等の変更の届出の処理（第41条の2第3項、第4項）		—		
		(3) 報告の徴収（第41条の4第1項）		—		
		(4) 情報の提供等（第41条の5）	—			
	4 他人の土地への立入り（第55条の2第1項、第2項）		—			
	5 非常災害時における土地の一時使用等（第55条の3第1項）		—			
	6 港湾区域の定めのない港湾の占用等の許可（第56条第1項）		—			
	7 省略					
8 省略						


別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			所長	専決者		
				課長	主幹	
用地管理課	1 省略					
	2 物品の管理及び処分に関する事務	1 省略				
		2 その他物品の管理に関すること。		—		
	3～13 省略					
	14 港湾法の施行に関する事務	1 省略				
		2 臨港地区内の行為の届出の受理（第38条の2）				
3 省略						
4 省略						

	9	報告の徴収及び立入検査（第56条の5第1項、第3項）	—		
15・16 省略					
17 海岸法の施行に関する事務	1～3	省略			
	4	損失補償の協議（第12条の2第2項、第23条第4項）	—		
	5	省略			
	6	省略			
	7	省略			
	8	災害時における緊急措置（第23条第1項、第2項）	—		
	9	海岸協力団体に関すること。			
	(1)	指定の申請の受理（第23条の3第1項）	—		
	(2)	名称等の変更の届出の処理（第23条の3第3項、第4項）		—	
(3)	報告の徴収（第23条の5第1項）		—		
(4)	情報の提供等（第23条の6）	—			
(5)	協議（第23条の7）	—			
18～53 省略					

備考 省略

別表第8（第4条関係）

ダム管理事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
管理課	1 省略			
	2 物品の管理及び処分に関する事務	1 省略		

15・16 省略						
17 海岸法の施行に関する事務	1～3	省略				
	4	省略				
	5	省略				
	6	省略				
18～53 省略						

備考 省略

別表第8（第4条関係）

ダム管理事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
管理課	1 省略			
	2 物品の管理及び処分に関する事務	1 省略		
		2 その他物品の管理に関すること。		—

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第 8 号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成30年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第 1 条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第 2 条</b> 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所内各課室の予算の経理その他の会計事務 _____ に関する事。</p> <p>(4)~(23) 省略</p> <p>省略</p> <p>環境保全課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 一般廃棄物、産業廃棄物及び有害使用済機器に関する事。</p> <p>(4)~(6) 省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>衛生環境課</p> <p>(1)~(17) 省略</p> <p>(18) 一般廃棄物、産業廃棄物及び有害使用済機器に関する事。</p> <p>(19)~(21) 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p><b>第 4 条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表環境保全課の表 3 の部に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務(同部 1 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、同項第 7 号の欠格事由に係る届出の受理、同項第 8 号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 9 号の譲受け又は借受けの許可、同項第 10 号の設置法人の合併又は分割の認可、同部 3 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、同項第 3 号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 9 号の欠格事由に係る届出の受理、同項第 10 号の譲受け又は借受けの許可、同項第 11 号の設置法人の合併又は分割の認可、同項第 14 号の意見聴取、同項第 15 号の意見の受理、同部 6 の項の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関するもの、同部 7 の項の産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関するもの、同部 8 の項の 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に関するもの、同部 9 の項の産業廃棄物再生利用業に関するもの、同</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第 2 条</b> 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所内各課室の予算の経理その他の会計事務(物品の取得、管理及び処分に関する事務を除く。)に関する事。</p> <p>(4)~(23) 省略</p> <p>省略</p> <p>環境保全課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 一般廃棄物及び産業廃棄物 _____ に関する事。</p> <p>(4)~(6) 省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>衛生環境課</p> <p>(1)~(17) 省略</p> <p>(18) 一般廃棄物及び産業廃棄物 _____ に関する事。</p> <p>(19)~(21) 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p><b>第 4 条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表環境保全課の表 3 の部に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務(同部 1 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、同項第 7 号の欠格事由に係る届出の受理、同項第 8 号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 9 号の譲受け又は借受けの許可、同項第 10 号の設置法人の合併又は分割の認可、同部 3 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、同項第 3 号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 9 号の欠格事由に係る届出の受理、同項第 10 号の譲受け又は借受けの許可、同項第 11 号の設置法人の合併又は分割の認可、同項第 14 号の意見聴取、同項第 15 号の意見の受理、同部 6 の項の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関するもの、同部 7 の項の産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関するもの、同部 8 の項の _____ 産業廃棄物再生利用業に関するもの、同</p>



部11の項の廃棄物が地下にある土地の形質の変更に關するもの並びに同部15の項の監督に關するものに限る。)

(4)~(6) 省略

4 省略

別表(第4条、第8条關係)

所長の権限に屬する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	
環境保全課	1 省略				
	2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に關する事務	1~5 省略			
		6 水銀排出施設に關すること。			
		(1) 設置の届出の受理(第18条の23第1項、省令第10条の6)	—		
		(2) 使用の届出の受理(第18条の24第1項、省令第10条の6)		—	
		(3) 構造等の変更の届出の受理(第18条の25第1項、省令第10条の6)	—		
		(4) 計画の変更又は廃止の命令(第18条の26)	—		
		(5) 改善勧告等(第18条の29第1項)	—		
		(6) 改善命令等(第18条の29第2項)	—		
		(7) 実施の制限期間の短縮の承認(第10条第2項、第18条の31第1項)	—		
		(8) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理(第11条、第18条の31第2項)		—	
	(9) 地位の承継の届出の受理(第12条第3項、第18条の31第2項)		—		
	7 省略				
8 省略					
3 廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和45年法律第137号)の施行に關する事務	1 一般廃棄物処理施設に關すること。				
	(1)~(8) 省略				
	(9) 譲受け又は借受けの許可(第9条の5第1項、 <u>廃棄物の処理及び清掃に關する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下この部において「省令」という。)</u> 第4条の16第1項)				
	(10)・(11) 省略				
		(12) 定期検査結果の通知(省令			

部10の項の廃棄物が地下にある土地の形質の変更に關するもの並びに同部13の項の監督に關するものに限る。)

(4)~(6) 省略

4 省略

別表(第4条、第8条關係)

所長の権限に屬する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	
環境保全課	1 省略				
	2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に關する事務	1~5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		14 省略			
	15 省略				
	3 廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和45年法律第137号)の施行に關する事務	1 一般廃棄物処理施設に關すること。			
(1)~(8) 省略					
(9) 譲受け又は借受けの許可(第9条の5第1項、 <u>省令</u> 第4条の16第1項)					
		(10)・(11) 省略			
		(12) 定期検査結果の通知(廃棄物の処理及び清掃に關する法律施			



	12 有害使用済機器の保管等に関する届出の受理（第17条の2第1項、政令第16条の4）		—				
	13 報告の徴収（第17条の2第3項、第18条第1項）					11 報告の徴収（ _____ 第18条第1項）	
	14 立入検査等（第17条の2第3項、第19条第1項）					12 立入検査等（ _____ 第19条第1項）	
	15 監督に關すること。					13 監督に關すること。	
	(1) 改善命令（第17条の2第3項、第19条の3第2号）					(1) 改善命令（ _____ 第19条の3第2号）	
	(2) 措置命令（第17条の2第3項、第19条の4第2項、第19条の5、第19条の6、第19条の10第2項、第19条の11）					(2) 措置命令（ _____ 第19条の4第2項、第19条の5、第19条の6、第19条の10 _____ ）	
	16 省略					14 省略	
	17 省略					15 省略	
4～12 省略						4～12 省略	
13 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に關する事務	1 土壌汚染状況調査に關すること。					1 土壌汚染状況調査に關すること。	
	(1) 省略					(1) 省略	
	(2) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び取消し（第3条第1項ただし書、第6項、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この項において「省令」という。）第21条）					(2) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び取消し（第3条第1項ただし書、第5項、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この項において「省令」という。）第21条）	
	(3) 有害物質使用特定施設の土地の所有者等への通知（第3条第3項）					(3) 有害物質使用特定施設の土地の所有者等への通知（第3条第2項）	
	(4) 報告等の命令（第3条第4項）					(4) 報告等の命令（第3条第3項）	
	(5) 省略					(5) 省略	
	(6) 土地の利用方法の変更の届出の受理（第3条第5項）					(6) 土地の利用方法の変更の届出の受理（第3条第4項）	
	(7)・(8) 省略					(7)・(8) 省略	
	(9) 調査等の命令（第4条第3項）					(9) 調査等の命令（第4条第2項）	
	(10) 省略					(10) 省略	
14～17 省略						14～17 省略	
備考 省略						備考 省略	

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																							
<p><b>第4条</b> 省略 (代決者)</p> <p><b>第5条</b> 所長の権限に属する事務の代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1次代決者</th> <th style="text-align: center;">第2次代決者</th> <th style="text-align: center;">第3次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">所長</td> <td style="text-align: center;">副所長</td> <td style="text-align: center;">総務調整課長</td> <td style="text-align: center;">所長が指定した課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務調整課長</td> <td style="text-align: center;">主幹</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">検査保証専門員、室長、主幹</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">センター長</td> <td style="text-align: center;">次長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2次代決者は、第1次代決者が不在の場合であつて、事案が急施を要するものであるときに限り、代決することができる。</p> <p>3 第3次代決者は、第1次代決者及び第2次代決者が共に不在の場合であつて、事案が急施を要するものであるときに限り、代決することができる。</p> <p>(代決の制限)</p> <p><b>第6条</b> 前条の場合において、事の重要又は異例に属する事案については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理方針を示された事案及び急施を要する事案については、この限りでない。</p> <p>(代決した事案の処理)</p> <p><b>第7条</b> 代決した事案で上司の閲覧に供する必要があると認められるものについては、代決者においてその文書に「後関」と明記し、上司登庁の際、直ちに閲覧に供しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p><b>第8条</b> 代決者及び専決者は、必要と認めるときは、代決し又は専決した事案について、処理の要領を上司に報告しなければならない。</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p><b>第10条</b> 省略</p>	決裁者	代決者			第1次代決者	第2次代決者	第3次代決者	所長	副所長	総務調整課長	所長が指定した課長	総務調整課長	主幹			課長	検査保証専門員、室長、主幹			センター長	次長			<p>(事務代決)</p> <p><b>第4条</b> 所長が不在のときは、副所長が代決する。</p> <p>2 所長及び副所長が共に不在のときは、総務調整課長が代決する。</p> <p>3 所長、副所長及び総務調整課長が共に不在のときは、あらかじめ所長の指定した課長が代決する。</p> <p>4 前3項の規定により代決した事項で重要なものは、後関を受けなければならない。</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p>
決裁者		代決者																						
	第1次代決者	第2次代決者	第3次代決者																					
所長	副所長	総務調整課長	所長が指定した課長																					
総務調整課長	主幹																							
課長	検査保証専門員、室長、主幹																							
センター長	次長																							

(愛媛県公印規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとす</p>	<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとす</p>

る。

(1) 職印

省略

省略

(2) 庁印

省略

省略

2 省略

(公印の管理者)

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公 印 名	管 守 者 名
省略	
省略	

2～4 省略

別表1(第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方(ミリメートル)
職 印	
省略	
省略	
庁 印	
省略	
省略	

る。

(1) 職印

省略

えひめ国体推進局長印

省略

(2) 庁印

省略

えひめ国体推進局印

省略

2 省略

(公印の管理者)

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公 印 名	管 守 者 名
省略	
<u>えひめ国体推進局長印</u>	<u>国体総務企画課長</u>
<u>えひめ国体推進局印</u>	
省略	

2～4 省略

別表1(第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方(ミリメートル)
職 印	
省略	
<u>えひめ国体推進局長印</u>	20
省略	
庁 印	
省略	
<u>えひめ国体推進局印</u>	36
省略	

(愛媛県東京事務所処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県東京事務所処務規程(昭和42年愛媛県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(代決事項) 第5条 省略 2 所長及び副所長が共に不在のときは <u>企画調整課長</u> が、所長、副所長及び <u>企画調整課長</u> が共に不在のときは産業振興課長が代決する。 3 省略	(代決事項) 第5条 省略 2 所長及び副所長が共に不在のときは <u>行政課長</u> が、所長、副所長及び <u>行政課長</u> が共に不在のときは産業振興課長が代決する。 3 省略

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第5条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)

- 1・2 省略
- 3 スポーツ・文化部長
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

- 1・2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

(愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正)

**第6条** 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程(昭和59年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～5 省略</li> <li><u>6</u> 地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長</li> <li>7～13 省略</li> <li><u>14</u> 地方局産業経済部支局地域農業育成室長</li> <li>15～19 省略</li> </ul> </div>	<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～5 省略</li> <li><u>6</u> 地方局産業経済部産業振興課地域農業室長</li> <li>7～13 省略</li> <li><u>14</u> 地方局産業経済部支局地域農業室長</li> <li>15～19 省略</li> </ul> </div>

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

**第7条** 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2 省略</li> <li><u>3</u> スポーツ・文化部長</li> <li><u>4</u> 省略</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> <li><u>7</u> 省略</li> <li><u>8</u> 省略</li> <li><u>9</u> 省略</li> <li><u>10</u> 省略</li> <li><u>11</u> 省略</li> </ul> </div> <p><b>別表2(第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2 省略</li> <li><u>3</u> スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</li> <li><u>4</u> 省略</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> <li><u>7</u> 省略</li> <li><u>8</u> 省略</li> <li><u>9</u> 省略</li> <li><u>10</u> 省略</li> <li><u>11</u> 省略</li> <li><u>12</u> 省略</li> </ul> </div>	<p><b>別表1(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2 省略</li> <li><u>3</u> 省略</li> <li><u>4</u> 省略</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> <li><u>7</u> 省略</li> <li><u>8</u> 省略</li> <li><u>9</u> 省略</li> <li><u>10</u> 省略</li> </ul> </div> <p><b>別表2(第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2 省略</li> <li><u>3</u> 省略</li> <li><u>4</u> 省略</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> <li><u>7</u> 省略</li> <li><u>8</u> 省略</li> <li><u>9</u> 省略</li> <li><u>10</u> 省略</li> <li><u>11</u> 省略</li> </ul> </div>

(愛媛県農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

**第8条** 愛媛県農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <p>1～10 省略</p> <p><u>11 農林水産部農政企画局農業経済課保険・金融グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</u></p> <p>12～20 省略</p> <p><u>21 農林水産部農業振興局農産園芸課農業革新支援グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</u></p> <p><u>22 省略</u></p> <p><u>23 省略</u></p> <p><u>24 省略</u></p> <p><u>25 省略</u></p> <p><u>26 省略</u></p> <p><u>27 省略</u></p> <p><u>28 省略</u></p> <p><u>29 省略</u></p> <p><u>30 省略</u></p> <p><u>31 省略</u></p> <p><u>32 省略</u></p> <p><u>33 省略</u></p> <p><u>34 省略</u></p>	<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <p>1～10 省略</p> <p><u>11 農林水産部農政企画局農業経済課金融係長</u></p> <p>12～20 省略</p> <p><u>21 農林水産部農業振興局農産園芸課普及指導係長</u></p> <p><u>22 農林水産部農業振興局農産園芸課生産指導係長</u></p> <p><u>23 省略</u></p> <p><u>24 省略</u></p> <p><u>25 省略</u></p> <p><u>26 省略</u></p> <p><u>27 省略</u></p> <p><u>28 省略</u></p> <p><u>29 省略</u></p> <p><u>30 省略</u></p> <p><u>31 省略</u></p> <p><u>32 省略</u></p> <p><u>33 省略</u></p> <p><u>34 省略</u></p> <p><u>35 省略</u></p>

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

**第9条** 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1(第3条関係)</b></p> <p>1～4 省略</p> <p><u>5 スポーツ・文化部長</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p><b>別表2(第6条関係)</b></p> <p>1～5 省略</p> <p><u>6 スポーツ・文化局スポーツ地域スポーツ課長</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p>	<p><b>別表1(第3条関係)</b></p> <p>1～4 省略</p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p><b>別表2(第6条関係)</b></p> <p>1～5 省略</p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p>

- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

**第10条** 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1</b> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li><u>2</u> スポーツ・文化部長</li> <li><u>3</u> 省略</li> <li><u>4</u> 省略</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> <li><u>7</u> 省略</li> </ul> </div> <p><b>別表2</b> (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～3 省略</li> <li><u>4</u> スポーツ・文化スポーツ局地域スポーツ課長</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> <li><u>7</u> 省略</li> <li><u>8</u> 省略</li> <li><u>9</u> 省略</li> <li><u>10</u> 省略</li> </ul> </div>	<p><b>別表1</b> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li><u>2</u> 省略</li> <li><u>3</u> 省略</li> <li><u>4</u> 省略</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> </ul> </div> <p><b>別表2</b> (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～3 省略</li> <li><u>4</u> 省略</li> <li><u>5</u> 省略</li> <li><u>6</u> 省略</li> <li><u>7</u> 省略</li> <li><u>8</u> 省略</li> <li><u>9</u> 省略</li> </ul> </div>

(愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正)

**第11条** 愛媛県立子ども療育センター処務規程(平成19年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p><u>9 発達障がい者支援専門員は、上司の命を受け、発達障害者に対する専門的な支援に係る事務を処理する。</u></p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p>	<p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p>

(愛媛県発達障がい者支援センター規程の一部改正)

**第12条** 愛媛県発達障がい者支援センター規程(平成19年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 支援センターは、センター長、副センター長、相談支援担当、発達支援担当及び就労支援担当をもって組織する。</p> <p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p><u>2</u> 副センター長は、子ども療育センターの発達障がい者支援専門員の職にある者をもって充てる。</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p>( _____ 職務)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p><u>2</u> 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。</p>	<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 支援センターは、センター長 _____、相談支援担当、発達支援担当及び就労支援担当をもって組織する。</p> <p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p>(センター長の職務)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p>

(愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正)

**第13条** 愛媛県広報広聴推進班規程(平成22年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1~5 省略</p> <p><u>6</u> <u>スポーツ・文化局スポーツ地域スポーツ課長</u></p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p>12~17 省略</p> </div>	<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1~5 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> <u>えひめ国体推進局国体総務企画課長</u></p> <p>12~17 省略</p> </div>

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

**第14条** 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1~7 省略</p> <p><u>8</u> <u>スポーツ・文化部長</u></p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p>14~23 省略</p> </div> <p><b>別表2(第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1~3 省略</p> <p><u>4</u> <u>スポーツ・文化局スポーツ局長</u></p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> </div>	<p><b>別表1(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1~7 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> <u>えひめ国体推進局長</u></p> <p>14~23 省略</p> </div> <p><b>別表2(第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1~3 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> </div>

7 省略  
 8 省略  
 9 省略  
 10～19 省略

6 省略  
 7 省略  
 8 省略  
 9 えひめ国体推進局総務担当次長  
 10～19 省略

(愛媛県政策推進班規程の一部改正)

第15条 愛媛県政策推進班規程(平成23年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 愛媛県行政組織条例(平成7年愛媛県条例第17号)に定める部_____(以下「部_」という。)における政策立案機能及び政策調整機能並びに予算編成機能の強化を図り、もって本県の政策を効果的に推進するため、<u>部</u>に政策推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p><b>第2条</b> 班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>部内</u>の政策立案に関すること。            (2) <u>部内</u>の政策調整に関すること。            (3) <u>部</u>の予算要求方針の作成に関すること。            (4) <u>部</u>の予算案の調整に関すること。            (5) <u>部</u>の予算要求に関すること。            (6) <u>部</u>の予算執行の管理に関すること。            (7) <u>部</u>の重要事案の調整に関すること。            (8) 政策の推進に当たっての他の<u>部</u>との調整に関すること。</p> <p>2 省略</p> <p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 班に班長を置き、総務管理局长、政策企画局长、<u>スポーツ局长</u>、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长及び土木管理局长_____の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略            3 <u>スポーツ局长</u>            4 省略            5 省略            6 省略            7 省略            8 省略</p> <p>9・10 省略            11 主幹(政策推進グループ_____を担任するものに限る。)            12 担当係長(政策推進グループ_____に属するものに限る。)</p> </div>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 愛媛県行政組織条例(平成7年愛媛県条例第17号)に定める部及び局(以下「部局」という。)における政策立案機能及び政策調整機能並びに予算編成機能の強化を図り、もって本県の政策を効果的に推進するため、<u>部局</u>に政策推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p><b>第2条</b> 班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>部局内</u>の政策立案に関すること。            (2) <u>部局内</u>の政策調整に関すること。            (3) <u>部局</u>の予算要求方針の作成に関すること。            (4) <u>部局</u>の予算案の調整に関すること。            (5) <u>部局</u>の予算要求に関すること。            (6) <u>部局</u>の予算執行の管理に関すること。            (7) <u>部局</u>の重要事案の調整に関すること。            (8) 政策の推進に当たっての他の<u>部局</u>との調整に関すること。</p> <p>2 省略</p> <p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 班に班長を置き、総務管理局长、政策企画局长_____、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长、土木管理局长又は総務担当次長の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略            3 省略            4 省略            5 省略            6 省略            7 省略            8 <u>総務担当次長</u>            9・10 省略            11 主幹(政策推進グループ又は総務グループを担任するものに限る。)            12 担当係長(政策推進グループ又は総務グループに属するものに限る。)</p> </div>

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第16条 副知事の担当事務に関する規程(平成24年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副知事 原昌史</p> <p>ア スポーツ・文化部、県民環境部県民生活局及び環境局、保健福祉部 _____ 並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に関すること。</p> <p>イ 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副知事 原昌史</p> <p>ア _____ 県民環境部県民生活局及び環境局、保健福祉部、えひめ国体推進局並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に関すること。</p> <p>イ 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

**第17条** 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 営業本部は、本部長、営業部長、<u>営業副部長</u>及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 営業部長は、<u>営業副本部長</u> _____ の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 <u>営業副部長は、営業本部マネージャーの職にある者をもって充てる。</u></p> <p>5 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第4条</b> 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに _____、営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。</p> <p>2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長を補佐し、<u>本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業部長を補佐し、本部長及び営業部長共に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 営業本部は、本部長、営業部長 _____ 及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 営業部長は、<u>営業本部マネージャー</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第4条</b> 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、<u>本部員を指揮監督し、営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。</u></p> <p>2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長を補佐し _____、営業本部の事務を管理し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p>

(愛媛県有財産管理推進本部規程の一部改正)

**第18条** 愛媛県有財産管理推進本部規程(平成24年愛媛県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																			
<p><b>別表</b>(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 スポーツ・文化部スポーツ局長</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	3 スポーツ・文化部スポーツ局長	4 省略	5 省略	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	10 省略	11 省略	<p><b>別表</b>(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	3 省略	4 省略	5 省略	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	10 省略
1・2 省略																				
3 スポーツ・文化部スポーツ局長																				
4 省略																				
5 省略																				
6 省略																				
7 省略																				
8 省略																				
9 省略																				
10 省略																				
11 省略																				
1・2 省略																				
3 省略																				
4 省略																				
5 省略																				
6 省略																				
7 省略																				
8 省略																				
9 省略																				
10 省略																				

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第19条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>所長及び次長の</u>休暇、育児休業等その他服務に関すること。</p> <p>(6) <u>所長及び次長の</u>出張に関すること。</p> <p>(7)～(24) 省略</p> <p>(25) その他 _____ 常例に属する事務の執行に関すること。</p> <p><b>第5条</b> <u>次長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所属職員(所長及び次長を除く。)</u>の休暇、育児休業等その他服務に関すること。</p> <p>(2) <u>所属職員(所長及び次長を除く。)</u>の出張に関すること。</p> <p>(3) <u>日々雇用職員(短期)</u>の雇用承認に関すること。</p> <p>(4) <u>1件1,000万円未満の税外収入の決定(寄附の受入れの決定を除く。)</u>に関すること(次条第2項第1号に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) <u>1件100万円未満の支出を伴う事件の決定</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>施設等の目的外使用の許可(電柱、掲示板等の設置を目的とするものに限る。)</u>に関すること。</p> <p><b>第6条</b> <u>課長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所属職員の超過勤務</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>その他軽易な事項(次項に掲げるものを除く。)</u></p> <p>2 <u>総務課長の専決処理すべき事項は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1件10万円未満の税外収入の決定(寄附の受入れの決定を除く。)</u>に関すること(定例的なものに限る。)</p> <p>(2) <u>次の会計事務</u>に関すること。</p> <p>ア <u>決裁を経た1件1,000万円未満の税外収入に係る収入の決定及び納入の通知</u></p> <p>イ <u>決裁を経た1件1,000万円未満の事件(ウに掲げるものを除く。)</u>の支出負担行為</p> <p>ウ <u>報酬、共済費及び賃金に係る支出負担行為</u></p> <p>エ <u>決裁を経た事件の経費に係る支出命令</u></p> <p>オ <u>歳入歳出外現金の出納通知</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、異例又は重要と認められる事項については、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p><b>第10条</b> 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>所属職員</u>の休暇、育児休業等その他服務に関すること。</p> <p>(6) <u>所属職員</u>の出張に関すること。</p> <p>(7)～(24) 省略</p> <p>(25) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 省略</p>

(愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程の廃止)

第20条 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程(平成26年愛媛県訓令第8号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県訓令第9号

スポーツ・文化部  
東 予 地 方 局  
総合科学博物館

愛媛県総合科学博物館処務規程を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県総合科学博物館処務規程**

(趣旨)

**第1条** この訓令は、愛媛県総合科学博物館(以下「博物館」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 館長は、知事及びスポーツ・文化部長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

3 課長は、上司の命を受け、課務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

4 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

5 専門学芸員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、博物館資料の収集、整理、保管及び展示、特に高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

6 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

7 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

8 主任学芸員は、上司の命を受け、博物館資料の収集、整理、保管及び展示、高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

9 学芸員は、上司の命を受け、博物館資料の収集、整理、保管及び展示、調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

10 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、館務に従事する。

(専決事項)

**第3条** 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事(愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第2条に定める業務に係るものにあつては、スポーツ・文化部長)の承認を受けなければならない。

(1) 文書の管理に関すること。

(2) 館務に関し職名又は館名で文書を施行すること。

(3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)

(4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)

(6) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。

(7) 所属職員の出張(館長の海外出張を除く。)に関すること。

(8) 所属職員の仕事分掌に関すること。

(9) 1,000万円未満の税外収入の決定(寄附の受入れの決定を除く。)に関すること。

(10) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定及びその執行に関すること。

(11) 博物館資料の特別利用及び館外貸出しの許可に関すること。

(12) 博物館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(13) 博物館の施設等の目的外使用の許可に関すること。

(14) 前号の許可に係る博物館の施設等の使用目的又は原形の変更承認に関すること。

(15) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。

(代決)

**第4条** 館長が不在のときは、学芸課長が代決する。

2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(簿冊の整備)

**第5条** 博物館は、必要な簿冊を備え付けて、整理しておかなければならない。

(他の規程の準用)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、博物館の処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県訓令第10号

スポーツ・文化部  
南予地方局  
歴史文化博物館

愛媛県歴史文化博物館処務規程を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中村時広

## 愛媛県歴史文化博物館処務規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、愛媛県歴史文化博物館(以下「博物館」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 館長は、知事及びスポーツ・文化部長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
- 3 課長は、上司の命を受け、課務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。
- 5 専門学芸員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、博物館資料の収集、整理、保管及び展示、特に高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。
- 6 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。
- 7 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 8 主任学芸員は、上司の命を受け、博物館資料の収集、整理、保管及び展示、高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。
- 9 学芸員は、上司の命を受け、博物館資料の収集、整理、保管及び展示、調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。
- 10 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、館務に従事する。

(専決事項)

**第3条** 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事(愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第2条に定める業務に係るものにあつては、スポーツ・文化部長)の承認を受けなければならない。

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 館務に関し職名又は館名で文書を施行すること。
- (3) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)
- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)
- (6) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
- (7) 所属職員の出張(館長の海外出張を除く。)に関すること。
- (8) 所属職員の事務分掌に関すること。
- (9) 1,000万円未満の税外収入の決定(寄附の受入れの決定を除く。)に関すること。
- (10) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定及びその執行に関すること。
- (11) 博物館資料の特別利用及び館外貸出しの許可に関すること。
- (12) 博物館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (13) 博物館の施設等の目的外使用の許可に関すること。
- (14) 前号の許可に係る博物館の施設等の使用目的又は原形の変更承認に関すること。
- (15) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。

(代決)

**第4条** 館長が不在のときは、学芸課長が代決する。

- 2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(簿冊の整備)

**第5条** 博物館は、必要な簿冊を備え付けて、整理しておかなければならない。

(他の規程の準用)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、博物館の処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

スポーツ・文化部  
中 予 地 方 局  
美 術 館

愛媛県美術館処務規程を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県美術館処務規程**

(趣旨)

**第1条** この訓令は、愛媛県美術館(以下「美術館」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 館長は、知事及びスポーツ・文化部長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 参事は、館長の命を受け、特に重要な事務を処理する。

3 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

4 課長は、上司の命を受け、課務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

5 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

6 専門学芸員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、美術品及び美術に関する資料(以下「美術品等」という。)の収集、保管及び展示、特に高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

7 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

8 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

9 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

10 主任学芸員は、上司の命を受け、美術品等の収集、保管及び展示、高度な調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

11 学芸員は、上司の命を受け、美術品等の収集、整理、保管及び展示、調査研究、啓発その他これらと関連する事業についての専門的事項を処理する。

12 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、館務に従事する。

(分掌事務)

**第3条** 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の管理に関する事。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関する事。
- (5) 財産の管理に関する事。
- (6) 展示室の観覧に関する事。
- (7) 美術館の施設の提供に関する事。
- (8) 愛媛県美術館協議会に関する事。
- (9) その他学芸課の主管に属しない事。

学芸課

- (1) 常設の展示に関する事。
- (2) 特別の企画による展示に関する事。
- (3) 美術品等の収集及び保管に関する事。
- (4) 美術に関する調査研究及び相談に関する事。
- (5) 美術に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (6) 美術に関する講座の開設、行事の開催等に関する事。
- (7) 美術に関する活動の促進及び援助に必要な創作活動の機会の提供に関する事。

- (8) 美術館の広報に関すること。
- (9) 美術館利用者に対する指導及び助言に関すること。
- (10) 美術館友の会に関すること。
- (11) 他の教育機関との協力及び援助に関すること。
- (12) その他美術に関する啓発に関すること。

(専決事項)

**第4条** 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事（愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）第34条の2第1項に掲げる業務に係るものにあつては、スポーツ・文化部長）の承認を受けなければならない。

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 館務に関し職名又は館名で文書を施行すること。
- (3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。
- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。
- (6) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
- (7) 所属職員の出張（館長の海外出張を除く。）に関すること。
- (8) 所属職員の事務分掌に関すること。
- (9) 1,000万円未満の税外収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関すること。
- (10) 1件500万円未満の支出を伴う事件（工事を除く。）の決定及びその執行に関すること。
- (11) 施設の維持管理のための委託契約に関すること。ただし、1件の設計金額が500万円以上の委託契約に係る業者の選定を除く。
- (12) 美術館の施設の使用の許可に関すること。
- (13) 特別企画展に係る観覧料に関すること。
- (14) 美術館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (15) 美術館の施設等の目的外使用の許可に関すること。
- (16) 前号の許可に係る美術館の施設等の使用目的又は原形の変更承認に関すること。
- (17) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。

(代決)

**第5条** 館長が不在のときは、総務課長が代決する。

2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(簿冊の整備)

**第6条** 美術館は、必要な簿冊を備え付けて、整理しておかななければならない。

(他の規程の準用)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、美術館の処務については、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令**

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準	別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準



貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考
1～26 省略					
27 農政課又は地方局産業振興課、 <u>地域農業育成室</u> 、 <u>産地戦略推進室</u> 、 <u>支局地域農業育成室</u> 若しくは <u>支局産地戦略推進室</u> に勤務する職員のうち、 <u>地籍調査業務</u> 、 <u>国有農地の境界査定業務</u> 、 <u>農地転用現地調査業務</u> 、 <u>経営構造対策事業等の現地調査</u> 、 <u>指導</u> 若しくは <u>検査</u> の業務、 <u>実地指導業務</u> 又は <u>土壌サンプリング調査業務</u> に従事するもの	省略				
28 <u>地方局産業振興課</u> <u>地域農業育成室</u> 又は <u>支局地域農業育成室</u> に勤務する職員のうち、 <u>ほ場管理業務</u> に従事するもの	省略				
29 省略					
30 農林水産研究所企画環境部又は農業研究部（ <u>花き研究指導室</u> を除く。）に勤務する職員のうち、 <u>試験研究業務</u> 、 <u>ほ場管理業務</u> 、 <u>土壌調査業務</u> 、 <u>病害虫発生現地調査業務</u> 又は <u>実地指導業務</u> に従事するもの	省略				
	<u>じか足袋</u>	省略			
	<u>安全靴</u>	1	年間	2年	
31・32 省略					
33 農林水産研究所農業研究部 <u>花き研究指導室</u> 、 <u>果樹研究センター</u> 又は <u>果樹研究センターみかん研究所</u> に勤務する職員のうち、 <u>試験研究業務</u> 、 <u>ほ場調査業務</u> 又は <u>ほ場管理業務</u> に従事するもの	省略				
	<u>じか足袋</u>	省略			
	<u>安全靴</u>	1	年間	3年	
34～45 省略					
46 地方局建設部又は土木事務所に勤務する職員のうち、 <u>用地取得業</u>	省略				
	<u>防寒服</u>	省略			
	<u>雨がっぱ</u>	1	年間	2年	

貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考
1～26 省略					
27 農政課又は地方局産業振興課、 <u>地域農業育成室</u> 、 <u>産地育成室</u> 、 <u>支局地域農業室</u> 若しくは <u>支局産地育成室</u> に勤務する職員のうち、 <u>地籍調査業務</u> 、 <u>国有農地の境界査定業務</u> 、 <u>農地転用現地調査業務</u> 、 <u>経営構造対策事業等の現地調査</u> 、 <u>指導</u> 若しくは <u>検査</u> の業務、 <u>実地指導業務</u> 又は <u>土壌サンプリング調査業務</u> に従事するもの	省略				
28 <u>地方局産業振興課</u> <u>産地育成室</u> 又は <u>支局産地育成室</u> に勤務する職員のうち、 <u>ほ場管理業務</u> に従事するもの	省略				
29 省略					
30 農林水産研究所企画環境部又は農業研究部（ <u>花き研究指導室</u> を除く。）に勤務する職員のうち、 <u>試験研究業務</u> 、 <u>ほ場管理業務</u> 、 <u>土壌調査業務</u> 、 <u>病害虫発生現地調査業務</u> 又は <u>実地指導業務</u> に従事するもの	省略				
	<u>じか足袋</u>	省略			
	省略				
31・32 省略					
33 農林水産研究所農業研究部 <u>花き研究指導室</u> 、 <u>果樹研究センター</u> 又は <u>果樹研究センターみかん研究所</u> に勤務する職員のうち、 <u>試験研究業務</u> 、 <u>ほ場調査業務</u> 又は <u>ほ場管理業務</u> に従事するもの	省略				
	<u>じか足袋</u>	省略			
	省略				
34～45 省略					
46 地方局建設部又は土木事務所に勤務する職員のうち、 <u>用地取得業</u>	省略				
	<u>防寒服</u>	省略			

務に従事するもの	ヘルメツ ト	1	年間	3年	
	ゴム長靴	1	年間	3年	
	省略				
47 省略					

務に従事するもの					
	省略				
47 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県被災地派遣実施本部規程を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県被災地派遣実施本部規程

(設置)

第1条 大規模災害の発生時に、被災地へ職員を速やかに派遣する体制を構築し、被災地支援を迅速かつ的確に行うため、愛媛県被災地派遣実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 実施本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 大規模災害発生時の派遣候補者の選定に関する事。
- (2) 派遣候補者に対する研修の企画及び実施に関する事。
- (3) 大規模災害発生時の派遣者の決定に関する事。
- (4) その他被災地への職員の派遣に関し必要な事項

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、県民環境部防災局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部総務管理局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、実施本部の事務を統轄し、実施本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 実施本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 実施本部の事務を処理するため、県民環境部防災局防災危機管理課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、県民環境部防災局防災危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 総務部総務管理局長
- 2 総務部総務管理人事課長
- 3 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 4 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長
- 5 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 6 県民環境部防災局防災危機管理課長

- 7 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 8 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 9 農林水産部農政企画局農政課長
- 10 土木部土木管理局土木管理課長
- 11 出納局会計課長
- 12 東予地方局総務企画部総務県民課長
- 13 中予地方局総務企画部総務県民課長
- 14 南予地方局総務企画部総務県民課長
- 15 公営企業管理局総務課長
- 16 教育委員会事務局管理部教育総務課長

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 35%;">課</th> <th style="width: 50%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">管理部</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">教育推進係 指導係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財保護課</td> <td style="text-align: center;">埋蔵文化財係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>社会教育課</p> <p>(1) <u>社会教育に関する調査研究に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>学校、家庭及び地域の連携に関すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>	部	課	係	管理部	省略		社会教育課	教育推進係 指導係	文化財保護課	埋蔵文化財係	省略		省略			<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 35%;">課</th> <th style="width: 50%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">管理部</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習推進係 生涯学習調査係 指導係 研究科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財保護課</td> <td style="text-align: center;">文化財保護係 文化財普及係 埋蔵文化財係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) <u>生涯学習基本構想の策定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習に関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>生涯学習に関する調査研究に関すること。</u></p> <p>(4) <u>生涯学習情報システムに関すること。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>	部	課	係	管理部	省略		生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 指導係 研究科	文化財保護課	文化財保護係 文化財普及係 埋蔵文化財係	省略		省略		
部	課	係																													
管理部	省略																														
	社会教育課	教育推進係 指導係																													
	文化財保護課	埋蔵文化財係																													
	省略																														
省略																															
部	課	係																													
管理部	省略																														
	生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 指導係 研究科																													
	文化財保護課	文化財保護係 文化財普及係 埋蔵文化財係																													
	省略																														
省略																															

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) \_\_\_\_\_ 県立  
図書館 \_\_\_\_\_ に関すること。

文化財保護課

(1)～(7) 省略

保健体育課

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

省略

(職)

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)～(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 学芸員

(27)～(30) 省略

2 省略

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、室付、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員 \_\_\_\_\_、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。

2～12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、整理、保存、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項を処理する。

(9) 省略

(10) 社会通信教育に関すること。

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) ユネスコに関すること。

(16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館及びえひめ青少年ふれあいセンターに関すること。

(17) 愛媛人物博物館の運営に関すること。

文化財保護課

(1)～(7) 省略

(8) 美術館に関すること。

保健体育課

(1)～(4) 省略

(5) 競技スポーツに関すること。

(6) ジュニアスポーツに関すること。

(7) 省略

(8) 省略

省略

(職)

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)～(19) 省略

(20) 科長

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27)～(30) 省略

2 省略

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、室付、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、教育主任及び主任学芸員 \_\_\_\_\_ を置く。

2～12 省略

13 科長は、上司の命を受け、科の事務を管理する。

14 省略

15 省略

16 省略

(愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関に勤務する職員（<u>愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課</u>に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第2条に規定する教育職員並びに愛媛県立図書館_____に勤務する職員を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関に勤務する職員（<u>愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課</u>に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第2条に規定する教育職員並びに愛媛県立図書館、<u>愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館</u>に勤務する職員を除く。）をいう。</p>

(愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、<u>愛媛県立図書館_____に勤務する職員及び愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課_____に属する職員</u>で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの（以下「職員」という。）の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p><b>第2条</b> 職員の週休日は、月曜日_____及び毎4週間につき所属長が職員ごとに指定する4日（再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては、8日）とし、その勤務時間は、毎4週間につき1週間当たり38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める時間）とし、1週間について31時間以上46時間30分以内（再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分以上38時間45分以内）で、1日の勤務時間が7時間45分を超えないものとする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 第1項の勤務時間は、愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの</u>にあっては午前8時50分から午後5時35分までに割り振るものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、<u>愛媛県立図書館、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館に勤務する職員並びに愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課_____に属する職員</u>で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの（以下「職員」という。）の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p><b>第2条</b> 職員の週休日は、月曜日（<u>愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館に勤務する職員にあっては、毎月第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日</u>）及び毎4週間につき所属長が職員ごとに指定する4日（再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては、8日）とし、その勤務時間は、毎4週間につき1週間当たり38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める時間）とし、1週間について31時間以上46時間30分以内（再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分以上38時間45分以内）で、1日の勤務時間が7時間45分を超えないものとする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 第1項の勤務時間は、愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館に勤務する職員にあっては午前8時50分から午後5時35分までに、愛媛県美術館に勤務する職員にあっては午前9時30分から午後6時15分までに割り振るものとする。</u></p> <p><u>4 愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課_____に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの</u>の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日勤</td> <td style="text-align: center;">午前8時50分から午後5時35分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遅出</td> <td style="text-align: center;">午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務時間	日勤	午前8時50分から午後5時35分まで	遅出	午前9時30分から午後6時15分まで
区分	勤務時間						
日勤	午前8時50分から午後5時35分まで						
遅出	午前9時30分から午後6時15分まで						

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>別表(第3条関係) 省略</p> <p>様式第1号(第2条関係) 省略</p> <p>様式第2号(第2条関係) 省略</p> <p>様式第3号(第6条関係) 省略</p> <p>様式第4号(第7条関係) 省略</p> <p>様式第5号(第7条関係) 省略</p> <p>様式第6号(第7条関係) 省略</p> <p>様式第7号(第7条関係) 省略</p> <p>様式第8号(第8条関係) 省略</p> <p>様式第9号(第8条関係) 省略</p> <p>様式第10号(第8条関係) 省略</p> <p>様式第11号(第8条関係) 省略</p>	<p>(組織)</p> <p><u>第2条</u> 博物館に学芸課を置く。</p> <p>(職員の職)</p> <p><u>第3条</u> 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 館長</p> <p>(2) 課長</p> <p>(3) 副参事</p> <p>(4) 教育専門員</p> <p>(5) 専門員</p> <p>(6) 専門学芸員</p> <p>(7) 担当係長</p> <p>(8) 教育主任</p> <p>(9) 主任学芸員</p> <p>(10) 学芸員</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>別表(第5条関係) 省略</p> <p>様式第1号(第4条関係) 省略</p> <p>様式第2号(第4条関係) 省略</p> <p>様式第3号(第8条関係) 省略</p> <p>様式第4号(第9条関係) 省略</p> <p>様式第5号(第9条関係) 省略</p> <p>様式第6号(第9条関係) 省略</p> <p>様式第7号(第9条関係) 省略</p> <p>様式第8号(第10条関係) 省略</p> <p>様式第9号(第10条関係) 省略</p> <p>様式第10号(第10条関係) 省略</p> <p>様式第11号(第10条関係) 省略</p>

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第5条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p>(組織)</p> <p><u>第2条</u> 博物館に学芸課を置く。</p> <p>(職員の職)</p> <p><u>第3条</u> 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 館長</p> <p>(2) 課長</p> <p>(3) 副参事</p> <p>(4) 専門員</p>

第2条 省略  
 第3条 省略  
 第4条 省略  
 第5条 省略  
 第6条 省略  
 第7条 省略  
 第8条 省略  
 第9条 省略

別表(第3条関係) 省略

様式第1号(第2条関係) 省略  
 様式第2号(第2条関係) 省略  
 様式第3号(第6条関係) 省略  
 様式第4号(第7条関係) 省略  
 様式第5号(第7条関係) 省略  
 様式第6号(第7条関係) 省略  
 様式第7号(第7条関係) 省略  
 様式第8号(第8条関係) 省略  
 様式第9号(第8条関係) 省略  
 様式第10号(第8条関係) 省略  
 様式第11号(第8条関係) 省略

(5) 専門学芸員  
 (6) 担当係長  
 (7) 主任学芸員  
 (8) 学芸員

第4条 省略  
 第5条 省略  
 第6条 省略  
 第7条 省略  
 第8条 省略  
 第9条 省略  
 第10条 省略  
 第11条 省略

別表(第5条関係) 省略

様式第1号(第4条関係) 省略  
 様式第2号(第4条関係) 省略  
 様式第3号(第8条関係) 省略  
 様式第4号(第9条関係) 省略  
 様式第5号(第9条関係) 省略  
 様式第6号(第9条関係) 省略  
 様式第7号(第9条関係) 省略  
 様式第8号(第10条関係) 省略  
 様式第9号(第10条関係) 省略  
 様式第10号(第10条関係) 省略  
 様式第11号(第10条関係) 省略

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第6条 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
	<p>(組織)</p> <p>第3条 美術館に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td style="text-align: center;">総務係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学芸課</td> <td></td> </tr> </table> <p>(職員の職)</p> <p>第4条 美術館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 館長</li> <li>(2) 参事</li> <li>(3) 課長</li> <li>(4) 副参事</li> <li>(5) 教育専門員</li> <li>(6) 専門員</li> <li>(7) 専門学芸員</li> <li>(8) 係長</li> <li>(9) 担当係長</li> <li>(10) 主任</li> <li>(11) 教育主任</li> <li>(12) 主任学芸員</li> <li>(13) 主任主事</li> <li>(14) 主事</li> <li>(15) 学芸員</li> </ol>	総務課	総務係	学芸課	
総務課	総務係				
学芸課					

- 第3条 省略
- 第4条 省略
- 第5条 省略
- 第6条 省略
- 第7条 省略
- 第8条 省略

(使用の許可の変更)

第9条 第7条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時、入場料徴収の有無その他教育委員会が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県美術館使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 第10条 省略
- 第11条 省略
- 第12条 省略
- 第13条 省略
- 第14条 省略
- 第15条 省略
- 第16条 省略
- 第17条 省略
- 第18条 省略
- 第19条 省略
- 第20条 省略

別表(第11条関係) 省略

様式第1号(第7条関係) 省略

様式第2号(第7条、第9条、様式第3号関係) 省略

- 様式第3号(第9条関係) 省略
- 様式第4号(第12条関係) 省略
- 様式第5号(第15条関係) 省略
- 様式第6号(第16条関係) 省略
- 様式第7号(第16条関係) 省略
- 様式第8号(第17条関係) 省略
- 様式第9号(第17条関係) 省略
- 様式第10号(第18条関係) 省略
- 様式第11号(第18条関係) 省略
- 様式第12号(第18条関係) 省略
- 様式第13号(第18条関係) 省略

(16) 主任業務員

(17) 業務員

- 第5条 省略
- 第6条 省略
- 第7条 省略
- 第8条 省略
- 第9条 省略
- 第10条 省略

(使用の許可の変更)

第11条 第9条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時、入場料徴収の有無その他教育委員会が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県美術館使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 第12条 省略
- 第13条 省略
- 第14条 省略
- 第15条 省略
- 第16条 省略
- 第17条 省略
- 第18条 省略
- 第19条 省略
- 第20条 省略
- 第21条 省略
- 第22条 省略

別表(第13条関係) 省略

様式第1号(第9条関係) 省略

様式第2号(第9条、第11条、様式第3号関係) 省略

- 様式第3号(第11条関係) 省略
- 様式第4号(第14条関係) 省略
- 様式第5号(第17条関係) 省略
- 様式第6号(第18条関係) 省略
- 様式第7号(第18条関係) 省略
- 様式第8号(第19条関係) 省略
- 様式第9号(第19条関係) 省略
- 様式第10号(第20条関係) 省略
- 様式第11号(第20条関係) 省略
- 様式第12号(第20条関係) 省略
- 様式第13号(第20条関係) 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられたものとする。

管理部生涯学習課社会教育グループ担当係長	管理部社会教育課社会教育グループ担当係長
管理部生涯学習課	管理部社会教育課

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

次に掲げる専用公印は、平成30年3月31日限り、廃止した。  
平成30年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

種 別	管 守 場 所	数	専 用 区 分
	生涯学習センター	1	生涯学習センター使用許可用



教育委員会印	総合科学博物館	1	総合科学博物館使用 許可用	美術館	1	美術館使用許可用
	歴史文化博物館	1	歴史文化博物館使用 許可用			

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する等の訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(課及び係) 第1条 省略 2 各課の分掌事務を次のとおりとする。 総務課 (1)~(9) 省略 <u>(10) 省略</u> 省略 3 省略 (職員) 第4条 省略 2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第6項から第10項まで、第12項、 <u>第13項及び第14項</u> に規定する職務に従事する。	(課及び係) 第1条 省略 2 各課の分掌事務を次のとおりとする。 総務課 (1)~(9) 省略 <u>(10) 生涯学習事業に関すること。</u> (11) 省略 省略 3 省略 (職員) 第4条 省略 2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第6項から第10項まで、第12項、 <u>第14項及び第15項</u> に規定する職務に従事する。

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第1条 省略 2~4 省略 5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第9項及び第10項、第9条第6項並びに第10条第12項、 <u>第13項及び第14項</u> に規定する職務に従事する。 6 省略 7 省略 8 省略	(職務) 第1条 省略 2~4 省略 5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第9項及び第10項、第9条第6項並びに第10条第12項、 <u>第14項及び第15項</u> に規定する職務に従事する。 6 省略 7 省略 8 省略

(愛媛県教育委員会公印規程の一部改正)

第3条 愛媛県教育委員会公印規程(昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。





職員給与条例別表第6 公安職給料表等級別基準職務表及び  
初任給規則別表第10 2 公安職給料表級別職務区分表の例に  
よる。

別表第3(第4条関係)

研究職群級別職務区分表

職員給与条例別表第7 研究職給料表等級別基準職務表及び  
初任給規則別表第10 3 研究職給料表級別職務区分表の例に  
よる。

別表第5(第4条関係)

医療職群(□)級別職務区分表

省略

備考 知事の事務部局及び教育委員会の事務部局にあつては、  
職員給与条例別表第8 □ 医療職給料表(□)等級別基準職  
務表及び初任給規則別表第10 5 医療職給料表(□)級別職  
務区分表の例による。

別表第6(第4条関係)

医療職群(≡)級別職務区分表

省略

備考 知事の事務部局にあつては、職員給与条例別表第8 八  
医療職給料表(≡)等級別基準職務表及び初任給規則別表第  
10 6 医療職給料表(≡)級別職務区分表の例による。

初任給規則別表第10 2 公安職給料表級別職務区分表の例に  
よる。

別表第3(第4条関係)

研究職群級別職務区分表

初任給規則別表第10 3 研究職給料表級別職務区分表の例に  
よる。

別表第5(第4条関係)

医療職群(□)級別職務区分表

省略

備考 知事の事務部局及び教育委員会の事務部局にあつては、  
初任給規則別表第10 5 医療職給料表(□)級別職  
務区分表の例による。

別表第6(第4条関係)

医療職群(≡)級別職務区分表

省略

備考 知事の事務部局にあつては、初任給規則別表第  
10 6 医療職給料表(≡)級別職務区分表の例による。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 159)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>省略</p> <p>公立大学法人愛媛県立医療技術大学</p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会(平成18年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>公益財団法人えひめ地域政策研究センター(平成12年4月1日に財団法人えひめ地域政策研究センターという名称で設立された法人をいう。)</p> <p>公益財団法人えひめ産業振興財団(昭和61年11月1日に財団法人愛媛テクノポリス財団という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>一般社団法人愛媛県観光物産協会(平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>公益財団法人愛媛県国際交流協会(平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>公益財団法人えひめ農林漁業振興機構(昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>公益財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>公益財団法人愛媛県文化振興財団(昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>省略</p> <p>公立大学法人愛媛県立医療技術大学</p> <p>財団法人えひめ地域政策研究センター(平成12年4月1日に財団法人えひめ地域政策研究センターという名称で設立された法人をいう。)</p> <p>財団法人えひめ産業振興財団(昭和61年11月1日に財団法人愛媛テクノポリス財団という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>社団法人愛媛県観光協会(平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>財団法人愛媛県国際交流協会(平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社(昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>財団法人愛媛県文化振興財団(昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)</p>

公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）  
 一般社団法人せとうち観光推進機構（平成28年3月10日に一般社団法人せとうち観光推進機構という名称で設立された法人をいう。）  
 全国農業協同組合連合会  
 省略

財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）  
 一般社団法人せとうち観光推進機構（平成28年3月10日に一般社団法人せとうち観光推進機構という名称で設立された法人をいう。）  
 \_\_\_\_\_  
 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1205

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊自動車運転作業手当）</p> <p><b>第34条の7</b> 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室をいう。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（特殊自動車運転作業手当）</p> <p><b>第34条の7</b> 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室 _____ をいう。</p> <p>2・3 省略</p>

（職員の内任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の内任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p><b>別表第10</b>（第3条関係）</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 主任技師（1級） <u>学芸員（1級）</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 秘書（2級） <u>学芸員（2級）</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	1 級	知事の事務部局	省略 主任技師（1級） <u>学芸員（1級）</u> 省略	省略		2 級	知事の事務部局	省略 秘書（2級） <u>学芸員（2級）</u> 省略	省略		<p><b>別表第10</b>（第3条関係）</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 主任技師（1級） _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 秘書（2級） _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	1 級	知事の事務部局	省略 主任技師（1級） _____ 省略	省略		2 級	知事の事務部局	省略 秘書（2級） _____ 省略	省略	
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																									
1 級	知事の事務部局	省略 主任技師（1級） <u>学芸員（1級）</u> 省略																									
	省略																										
2 級	知事の事務部局	省略 秘書（2級） <u>学芸員（2級）</u> 省略																									
	省略																										
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																									
1 級	知事の事務部局	省略 主任技師（1級） _____ 省略																									
	省略																										
2 級	知事の事務部局	省略 秘書（2級） _____ 省略																									
	省略																										

3 級	知事の事務 部局	省略 主計係長（3級） 主任学芸員 科長（3級） 省略	3 級	知事の事務 部局	省略 主計係長（3級） _____ _____ 省略
	省略			省略	
	教育委員会 の事務部局	省略 _____ 省略		教育委員会 の事務部局	省略 科長（3級） 省略
4 級	知事の事務 部局	省略 主計係長（4級） 専門学芸員（4級） 科長（4級） 省略	4 級	知事の事務 部局	省略 主計係長（4級） _____ _____ 省略
	教育委員会 の事務部局	省略 _____ 省略		教育委員会 の事務部局	省略 科長（4級） 省略
	省略			省略	
5 級	知事の事務 部局	省略 専門員（5級） 専門学芸員（5級） 科長（5級） 省略	5 級	知事の事務 部局	省略 専門員（5級） _____ _____ 省略
	省略			省略	
	教育委員会 の事務部局	省略 _____ 省略		教育委員会 の事務部局	省略 科長（5級） 省略
	省略			省略	
6 級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（6級） サイクリング普及調整監（6級） 省略 _____ _____ _____ 省略 地方局産業経済部産業振興課長 地方局産業経済部産業振興課農業普及振 興監（6級） 東予地方局産業経済部産業振興課商工観 光室長 南予地方局産業経済部産業振興課商工観 光室長 地方局産業経済部産業振興課地域農業育 成室長 地方局産業経済部産業振興課産地戦略推 進室長 省略 地方局産業経済部支局地域農業育成室長 地方局産業経済部支局産地戦略推進室長 省略	6 級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（6級） _____ 省略 学校連携推進監（6級） 交通警備調整監（6級） 県外競技調整監（6級） 省略 地方局産業経済部産業振興課長 _____ _____ 地方局産業経済部産業振興課商工観光室 長_____ _____ 地方局産業経済部産業振興課地域農業室 長_____ 地方局産業経済部産業振興課産地育成室 長_____ 省略 地方局産業経済部支局地域農業室長 地方局産業経済部支局産地育成室長 省略

		東京事務所産業振興課長 美術館総務課長 省略
	省略	
	教育委員会 の事務部局	省略
	省略	
7級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（7級） サイクリング普及調整監（7級） 危機管理監（7級） 環境技術専門監（7級） 省略 技幹（7級） 地方局産業經濟部産業振興課農業普及振 興監（7級）
	省略	
8級	知事の事務 部局	省略 営業副本部長 省略 研修所長 東京事務所副所長 総合科学博物館長 歴史文化博物館長 美術館長 省略
	省略	
	教育委員会 の事務部局	省略
9級	知事の事務 部局	省略
	省略	

2～5 省略

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	発達障がい者支援専門員 省略

		東京事務所副所長 東京事務所産業振興課長 省略
	省略	
	教育委員会 の事務部局	省略 美術館総務課長
	省略	
7級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（7級） 危機管理監（7級） 省略 学校連携推進監（7級） 交通警備調整監（7級） 県外競技調整監（7級） 技幹（7級）
	省略	
8級	知事の事務 部局	省略 環境技術専門監 省略 総務担当次長 運営・式典担当次長 競技力向上担当次長 省略 研修所長
	省略	
	教育委員会 の事務部局	省略 総合科学博物館長 歴史文化博物館長 美術館長
9級	知事の事務 部局	省略 えひめ国体推進局長 省略
	省略	

2～5 省略

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略





	省略				省略		
	省略				東京事務所副所長		
	省略				省略		
	省略	4種			省略	4種	
	東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長				地方局産業経済部産業振興課商工観光室長		
	南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長						
	地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長				地方局産業経済部産業振興課地域農業室長		
	地方局産業経済部産業振興課産地戦略推進室長				地方局産業経済部産業振興課産地育成室長		
	省略				省略		
	地方局産業経済部支局地域農業育成室長				地方局産業経済部支局地域農業室長		
	地方局産業経済部支局産地戦略推進室長				地方局産業経済部支局産地育成室長		
	省略				省略		
	東京事務所産業振興課長				東京事務所産業振興課長		
	美術館総務課長						
	省略				省略		
	省略	5種			省略	5種	
	子ども療育センター看護部長				子ども療育センター看護部長		
	発達障がい者支援専門員						
	省略				省略		
委員会等の事務部局	省略	1種			省略	1種	
					総合科学博物館長		
					歴史文化博物館長		
					美術館長		
	省略				省略		
	省略	4種			省略	4種	
					美術館総務課長		
	省略				省略		
省略					省略		
備考	省略				備考	省略	

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第5条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 368)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第1 特地公署(第2条、第3条関係)</b>				<b>別表第1 特地公署(第2条、第3条関係)</b>			
	所在地	公 署	級別区分		所在地	公 署	級別区分
省略				省略			
越智郡	省略			越智郡	省略		
	上島町岩城 3570番地	東予地方局産業経済部今治 支局地域農業育成室普及指 導員岩城駐在所	2級		上島町岩城 3570番地	東予地方局産業経済部今治 支局産地育成室普及指導員 岩城駐在所	2級
	省略				省略		
松山市	中島大浦1626 番地	中予地方局産業経済部産業 振興課地域農業育成室普及 指導員中島駐在所	1級	松山市	中島大浦1626 番地	中予地方局産業経済部産業 振興課地域農業室普及指導 員中島駐在所	1級
	省略				省略		
省略				省略			

(地域手当に関する規則の一部改正)

**第6条** 地域手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1026)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給地域及び級地)</p> <p><b>第2条</b> 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>(支給地域及び級地)</p> <p><b>第2条</b> 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 兵庫県三木市 7級地</p>

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

**第7条** 職員の退職管理に関する規則(平成28年愛媛県人事委員会規則16 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p><b>第6条</b> 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表9級の部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職_____</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p><b>第6条</b> 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表9級の部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職(えひめ国体推進局長を除く。)</p> <p>(2)～(6) 省略</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会告示**

**○愛媛県人事委員会告示第1号**

へき地等学校の指定(平成28年3月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市 郡 名</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南宇和郡</td> <td>_____</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	市 郡 名	学 校 名	級別区分	省略			南宇和郡	_____	1 級		省略		<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市 郡 名</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北宇和郡</td> <td>松野町立松野南小学校</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>南宇和郡</td> <td>愛南町立中浦小学校</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	市 郡 名	学 校 名	級別区分	省略			北宇和郡	松野町立松野南小学校	1 級	南宇和郡	愛南町立中浦小学校	1 級		省略	
市 郡 名	学 校 名	級別区分																										
省略																												
南宇和郡	_____	1 級																										
	省略																											
市 郡 名	学 校 名	級別区分																										
省略																												
北宇和郡	松野町立松野南小学校	1 級																										
南宇和郡	愛南町立中浦小学校	1 級																										
	省略																											

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成30年4月1日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第4(第12条関係)</b>		<b>別表第4(第12条関係)</b>	
病院	診 療 科	病院	診 療 科
省略		省略	
愛媛 県立 今治 病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 <u>神経内科</u> 、心療内科、外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	愛媛 県立 今治 病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科_____、心療内科、外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
省略		省略	

(愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部改正)

第2条 愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程(平成25年愛媛県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。		愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。	
1 省略		1 省略	
2 条例第3条第2項第4号の表愛媛県立今治病院の項の管理者が定める診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 <u>神経内科</u> 、消化器外科、リハビリテーション科	2 条例第3条第2項第4号の表愛媛県立今治病院の項の管理者が定める診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科_____、消化器外科、リハビリテーション科
3・4 省略		3・4 省略	

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。